

第5期愛媛県障がい福祉計画及び
第1期愛媛県障がい児福祉計画



平成30年3月

はじめに

県では、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において、障がいの有無によって分け隔てられることのない「障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり」を重要施策の一つに掲げ、障がい者が自立できる地域社会づくりや障がい者の社会参加の促進、更には、一般就労に向けた総合的かつ計画的な支援体制の構築に取り組んでいるところです。



このような中、昨年、本県で開催された全国障害者スポーツ大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」は、選手たちの熱い戦いが大きな注目を集めたほか、多くの県民の皆様に応援やボランティアなど、さまざまな形で御参加いただいたことは、障がい者スポーツの振興はもとより、互いを尊重し支え合う「共生社会」の実現につながる大変有意義なものであったと考えております。

こうした機運を生かしながら、障がい者が望む地域生活の充実や障がい児支援の拡充等を図っていくため、このたび、障害福祉サービス等に関する数値目標や必要見込みを示した「第5期愛媛県障がい福祉計画」と「第1期愛媛県障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、国の基本指針、並びに本計画の下、市町や関係機関・団体、サービス提供事業者等と手をたずさえ、「オール愛媛」で、障害福祉サービスなどの提供体制の充実に努めて参りたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました「愛媛県障がい者施策推進協議会」及び「愛媛県障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

愛媛県知事 中村 時広

目 次

第1章 愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画の基本的な考え方	1
1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の趣旨	
2 障がい福祉計画等の位置付け	
3 障がい福祉計画等の期間及び計画の見直し	
4 障がい保健福祉圏域	
5 基本的理念及び基本的方向	
第2章 愛媛県障害者計画の施策体系と障がい福祉計画等	5
第3章 第4期愛媛県障害福祉計画の進捗状況	9
1 平成28年度における目標値に対する実績（進捗）	
2 指定障害福祉サービス等の実績	
3 県地域生活支援事業等の実績	
第4章 平成32（2020）年度の目標値の設定	19
1 目標値の設定	
2 目標値達成に向けた取組み	
第5章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策	28
1 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備	
2 指定障害福祉サービス等の必要見込量等	
3 指定障害福祉サービス等の必要量確保の方策	
4 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置	
第6章 県地域生活支援事業等の実施に関する事項	43
1 県地域生活支援事業等の実施	
2 実施する地域生活支援事業等の種類及び量の見込み等	
3 見込量確保のための方策	
第7章 障がい者スポーツ・文化芸術活動に関する事項	50
1 障がい者スポーツの振興	
2 文化芸術活動の振興	
第8章 計画の達成に向けての取組み及び達成状況の点検・評価	52
1 計画の達成に向けての取組み	
2 「愛媛県障がい者施策推進協議会」及び「愛媛県障がい者自立支援協議会」による点検・検証等	
資 料	
○愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例	54
○愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱	56
○県内の手帳所持者数	58
○障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系	60
○県の相談支援体制	61
○障害福祉サービス等の概要	62
○県地域生活支援事業等の概要	65
○愛媛県障がい者工賃向上計画の概要	68
○障がい福祉に関するアンケート調査の結果（概要）	70

第1章 愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の趣旨

県では、昭和57年に「心身障害者福祉対策長期指針」、平成7年、平成17年、平成27年に「愛媛県障害者計画」を策定し、県の障がい保健福祉施策の基本計画として各分野の基本的な取組み方向を示すとともに、重点的に実施すべき事業の具体的な整備目標は平成10年、平成15年に「愛媛県障害者施策重点実施計画」（県版障害者プラン）に、平成19年以降は障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備するため、3年ごとに第1期から第4期までの「愛媛県障害福祉計画」を定め、障害保健福祉施策を推進してきました。

この間、障がい者（児）を取り巻く国の施策は大きく進展し、障害者自立支援法（平成17年法律123号）から平成25年4月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）では、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行うことにより、障がいの有無にかかわらず、人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととなりました。また、平成23年「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定、平成25年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定等が行われ、障がい者（児）自身が主体となって希望する暮らしを営むための制度や環境整備が進んできました。

県においても、すべての人がともに暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、各施策に取り組んできましたが、今回、第4期愛媛県障害福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）（以下「第4期計画」という。）の進捗状況、直面する課題等を踏まえ、市町と連携し、第5期愛媛県障がい福祉計画（以下「第5期計画」という。）を策定します。

また、障がい児支援については、第4期計画に障害児通所支援等の必要見込量を定め、計画に沿った取組みを進めてきましたが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、平成30年4月から都道府県障害児福祉計画の策定が規定されたことを受け、障がい児支援のニーズの多様化や課題等に対応するため、市町との連携を図りながら、第1期愛媛県障がい児福祉計画（以下「第1期児計画」という。）を策定します。

なお、第5期計画と第1期児計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号）（以下「国指針」という。））に基づき、一体のものとして策定します。

2 障がい福祉計画等の位置付け

第5期計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、第1期児計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第33条の22第1項の規定に基づき、国指針に即して、「都道府県障害福祉計画」及び「都道府県障害児福祉計画」として策定するとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」として策定している「愛媛県障害者計画」の実施計画として位置付けるものです。

3 障がい福祉計画等の期間及び計画の見直し

第5期計画及び第1期児計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年とします。

また、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じた改定を行うなど柔軟に対応する予定です。

4 障がい保健福祉圏域

第5期計画及び第1期児計画では、第4期計画を継承するとともに、その他の医療、保健、福祉に関する計画との整合性を図るため、障がい保健福祉圏域として、宇摩圏、新居浜・西条圏、今治圏、松山圏、八幡浜・大洲圏及び宇和島圏の6圏域を設定します。

【障がい保健福祉圏域】

圏 域 名	構成市町数	圏域人口	構成市町名
宇摩圏	1市	89,029人	四国中央市
新居浜・西条圏	2市	232,383人	新居浜市、西条市
今治圏	1市1町	169,806人	今治市、上島町
松山圏	3市3町	647,352人	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲圏	3市2町	145,555人	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島圏	1市3町	115,137人	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
計6圏域	11市9町	1,399,262人	

（人口は、平成29年4月末現在の住民基本台帳による。）

5 基本的理念及び基本的方向

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において、障がい者（児）が安心して暮らせる共生社会づくりを目指すとともに、これまでの4次にわたる「愛媛県障害者計画」においては、引き継がれてきたノーマライゼーションの理念に基づく積極的かつ総合的な障がい保健福祉のさらなる推進を図ることにより、県民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合う「共生社会」の実現を目指してきました。「第5期計画」及び「第1期児計画」においては、この理念を継承しながら、昨今の障がい者（児）を取り巻く環境や施策の動向を踏まえ、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図ることを基本的理念とし、次の5つの基本的な方向で、障害福祉サービス等及び障害児支援サービス等の提供体制の整備を進めます。

(1) 相談支援体制の整備・強化

障がい者（児）やその家族が適切な相談支援を受け、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や障がい当事者として相談・助言にあたるピアカウンセラーの資質向上に取り組むとともに、障がい者自立支援協議会の仕組みを活用して、市町や各種相談支援機関と連携しながら、相談支援体制の整備・強化に努めます。

(2) 障害福祉サービス等提供体制の充実

障がい者（児）の地域生活を支援するため、必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、適切な情報提供に努めるとともに、県内各地域間や障がい者（児）間でサービス提供に格差が生じないように、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 入所施設等から地域生活への移行促進等

施設入所者や退院可能な精神障がい者が地域生活に移行し、定着できるよう、共同生活援助（グループホーム）等の充実、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等一般住宅への入居支援等により、地域における障がい者の居住の場を確保するとともに、障がい者の地域生活を多面的に支える地域生活支援拠点の整備促進等、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。合わせて、障がいや障がい者の地域移行や社会参加に対する理解の促進に取り組めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進等

就労意欲と能力のある障がい者が、一人でも多く福祉施設から一般就労へ移行することができるよう、必要な就労移行支援事業等の充実に加え、就労移行支援について、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関の連携や労働施策の活用により、重層的に取り組みます。

(5) 障がい児への切れ目のない支援体制の整備

障がいの早期発見及び適切な支援の提供が身近な地域で円滑に行われるよう、成長の各段階に応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関の連携を強化し、障がい児の健やかな成長と生活を支える体制づくりに努めます。

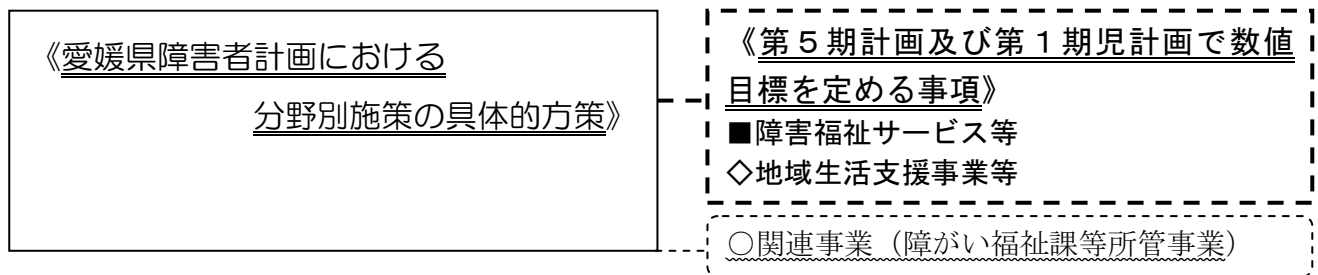
さらに、障がい児が必要な専門的支援を受けることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 愛媛県障害者計画の施策体系と障がい福祉計画等

「愛媛県障害者計画」では、次の4つの基本的な方向と10の分野別施策を掲げ、本県における障がい保健福祉施策の一層の推進を図ることとしており、その実施計画にあたる「第5期計画」及び「第1期見直し計画」は、障害福祉サービス等について数値目標を掲げ、積極的かつ総合的な施策の展開を図ります。

【愛媛県障害者計画における基本的な方向】

- 1 「共生社会」の実現
- 2 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援
- 3 総合的な障害保健福祉施策の推進
- 4 障がい者差別の解消



1 地域生活の支援

- 相談支援体制の強化
- 在宅サービス等の充実
- 障がい児支援の充実
- 福祉用具の普及促進と利用支援
- サービスの質の向上
- 情報・コミュニケーションの充実

※補助・助成

- 地域生活支援事業費補助金
- 身体障がい者団体助成
- 手をつなぐ育成会補助金
- 肢体不自由児愛護大会補助金
- 愛媛県手をつなぐ育成会研修大会補助金
- 心身障害者扶養共済事業
- 特別障害者手当等給付事業
- 障がい福祉施設整備事業
- 精神障がい者地域移行支援事業
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業
- 障がい児入所給付費等負担金

※関係施設・団体・業務

- 福祉総合支援センター
- 身体障がい者福祉センター
- 障がい者更生センター
- 視聴覚福祉センター
- 子ども療育センター
- 社会復帰推進連絡会
- 身体障害者手帳交付
- 療育手帳交付
- 精神障害者保健福祉手帳交付
- 県障がい者介護給付費等不服審査会
- 県障がい児通所給付費等不服審査会

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 短期入所
- 自立生活援助
- 共同生活援助
- 施設入所支援
- 計画相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児入所支援
- 障害児相談支援
- ◇県障がい者相談支援体制整備推進事業
- ◇オストメイト社会適応訓練事業
- ◇音声機能障がい者発声訓練事業
- ◇視覚障がい者専門指導事業
- ◇聴覚言語障がい者専門指導事業
- ◇在宅視覚障がい者点字講習事業
- ◇視覚障がい者家庭生活訓練事業
- ◇中途視覚障がい者歩行訓練事業
- ◇難聴者相談訓練事業
- ◇精神保健福祉関係者等研修事業
- ◇精神障がい者家族研修事業
- ◇手話通訳者設置事業
- ◇字幕入り映像ライブラリー事業
- ◇盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業
- ◇点字広報等発行事業
- ◇点字即時情報ネットワーク事業
- ◇県障がい者社会参加推進センター運営事業
- ◇身体障害者補助犬給付事業
- ◇意思疎通支援者派遣事業

2 保健・医療対策の充実

- 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防
- 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供
- 精神保健・医療施策の充実
- 難病に関する施策の充実

- 療養介護
- ◇高次脳機能障害支援普及事業
- ◇災害派遣精神医療チーム体制整備事業

- 重度心身障がい者（児）医療費公費負担事業
- 更生医療費等負担事業
- 心身障がい者（児）歯科巡回診療事業

3 特別支援教育の充実

- インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- 教育環境の整備

- ◇発達障がい者支援センター運営事業
- ◇障がい児（者）療育支援事業

4 雇用・就業・経済的自立の支援

- 障がい者雇用の促進
- 障がい者の職業能力開発等総合的な就労支援
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 経済的自立の支援
- 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保

- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- ◇障害者就業・生活支援センター事業

- 県障害者雇用支援合同会議
- 障がい者工賃向上計画支援事業
- 農福連携マルシェ促進事業
- 農福連携促進モデル事業

5 福祉を支えるひとづくり

- 専門職員の養成・確保
- ボランティアの育成援助
- 研修体制の充実

- ◇障害支援区分認定調査員等研修事業
- ◇相談支援従事者研修事業
- ◇サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業
- ◇居宅介護従事者等養成研修事業
- ◇手話通訳者養成研修事業
- ◇要約筆記者養成研修事業
- ◇盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業
- ◇障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業
- ◇身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業
- ◇音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業
- ◇奉仕員養成研修事業（点訳・音訳）
- ◇手話通訳者指導者養成事業
- ◇要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業
- ◇視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業
- ◇医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業
- ◇強度行動障がい支援者養成研修事業
- ◇かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業
- ◇発達障がい者家族支援体制整備事業（ペアレント・メンター養成講座）

6 まちづくり

- 公共的施設と住宅の整備・改善
- 人にやさしいまちづくりの意識啓発
- 移動・交通対策の推進

※関係施設・団体・業務

- 障がい者支援サポーター育成事業
- パーキングパーミット制度推進事業
- ヘルプマーク普及事業

7 防災・防犯対策の推進

- 防災対策の推進
- 防犯対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- 障がい者を理由とする差別の解消の推進
- 障がい者の権利擁護の推進

◇障がい者虐待防止対策事業

- 障がい者差別解消対策事業
- 障がい者差別解消・虐待防止体制整備事業
- ※関係施設・団体・業務
- 障がい者権利擁護センター

9 生きがいづくり

- スポーツ等の振興
- 文化芸術活動の推進
- 障がい者の生涯学習体制の充実

- ◇県障がい者スポーツ大会開催事業
- ◇障がい者スポーツ講習事業
- ◇障がい者スポーツ指導員養成事業
- ◇芸術・文化講座開催等事業
(視覚障害者文化祭・一般教養講座)

- 全国障害者スポーツ大会派遣事業
- 障がい者スポーツ選手育成・強化事業
- パラアスリート支援事業
- 障がい者スポーツ総合支援事業
- 障がい者サイクリング体験普及事業
- 障がい者文化芸術活動推進事業

10 国際交流の推進

- 障がい者の国際交流の推進
- 地域に住む外国人との交流の促進等

推進体制

- 理解と協力体制づくり
- 進捗状況の管理及び評価

- 障害者週間推進事業

【障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の点検・検証等】

- 県障がい者施策推進協議会

- 県障がい者自立支援協議会

第3章 第4期愛媛県障害福祉計画の進捗状況

1 平成28年度における目標値に対する実績（進捗）

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【第4期計画目標値】

項目	数値	進捗 (29.3.31現在)	国指針
平成25年度末の施設入所者〔基準数値〕	2,091人	—	—
平成29年度末までに地域生活に移行する者	256人	30人	—
地域移行者の割合	12.2%	1.4%	12%以上
平成29年度末における入所施設利用者減少数	△100人	16人増	—
施設入所者の減少割合	△4.8%	0.8%	4%以上

【現状・評価】

平成27年度から平成29年3月までに地域移行した人は、30人（平均15人/年）であり、平成18年度から平成27年3月までの523人（平均58.1人/年）と比べ、大きく減少しており、地域移行は停滞している状態にあります。

また、入所施設利用者数は、29年3月31日現在で2,107人となっており、基準数値（26.3.31現在の入所者2,091人）から16人（0.8%）増加しております。施設入所支援のサービス利用者の年齢構成をみると、40歳未満の若い世代の割合が減る一方で、65歳以上の高齢障害者の割合は平成28年度末で19.3%で、4年間で5.3ポイント増加しています。長期間、施設で暮らしてきた障がい者一人ひとりの課題を丁寧に把握した上で、地域の受け皿の整備や在宅での支援の強化が求められています。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【第4期計画目標値】

項目	平成24年度 【基準値】	平成29年度 【目標値】	進捗 【平成28年度】	国指針
入院後3ヶ月時点の退院率	56.2%	64.0%	54.4%	64%以上
入院後1年時点の退院率	87.4%	91.0%	88.5%	91%以上
在院期間1年以上の長期在院者数	2,823名	2,312名	2,489人	
在院期間1年以上の長期在院者の減少割合	—	△18.1%	△11.8%	18%以上減

【現状・評価】

第4期計画では、県内の精神科病院（22病院）を対象に国が毎年実施している「精神保健福祉資料（630調査）」のデータを基準として、国指針に示された指標に基づき、平成29年度における入院後3ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率、在院期間1年以上の長期在院者数の減少割合を目標に掲げ、「精神障害者地域移行支援事業（20年度～）」を積極的に実施した結果、平成28年度は、入院後3ヶ月時点の退院率は54.4%と目標値64.0%を9.6ポイント下回り、入院後1年時点の退院率は88.5%と目標値91.0%をわずかながら下回りました。また、在院期間1年以上の長期在院者の減少割

合は11.8%と目標値18.1%を6.3ポイント下回っていることから、引き続き地域移行支援事業を推進するとともに、相談支援体制の充実など、より一層の地域移行及び地域定着の支援に取り組む必要があります。

なお、国は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、第5期計画では、これに代わる新たな指標を用いることとしています。

【第5期計画における指標】

- 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（新指標）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数〔65歳以上、65歳未満〕の設定（一部見直し）
- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後6ヶ月時点の退院率の上昇（新指標）
- 入院後1年時点の退院率の上昇

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数の増

【第4期計画目標値】

項目	平成24年度 【基準値】	平成29年度 【目標値】	進捗 (平成28年度)	国指針
年間一般就労移行者数	78人	169人	168人	—
一般就労移行者数の増加の割合	—	2.17倍	2.15倍	2倍以上

【現状・評価】

第4期計画期間中に福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成27年度148人（24年度の年間移行者数78人[基準数値]の1.90倍）、平成28年度168人（同2.15倍）であり、目標の169人（同2.17倍）に向けて就労移行支援事業等の実施に取り組んでいるところです。

障がい者雇用の状況については、平成28年度の県内の公共職業安定所における障がい者の就職件数は、過去最高の1,143件と前年度を36件（3.3%）上回っていること、また、平成29年6月1日現在の従業員50人以上規模の企業における雇用障がい者数においても3,366人と、前年（3,147人）より7.0%増加しています。

しかしながら、平成29年6月1日現在、県内の民間企業の障がい者の実雇用率は、1.97%と前年の1.87%（平成27年は1.82%）を上回る水準で推移しているものの、法定雇用率の2.00%をわずかに下回っています。また、平成30年4月から民間企業の法定雇用率が2.2%に引き上げられること等も踏まえ、福祉施設から一般就労への移行に向け、引き続き民間企業の理解促進を図るなど、障がい者の雇用環境の整備に取り組む必要があります。

② 就労移行支援事業の利用者数

【第4期計画目標値】

項目	平成25年度【基準値】	平成29年度【目標値】	進捗 (平成28年度)	国指針
就労移行支援事業利用者数	361人	580人	267人	—
就労移行支援事業利用者の増加率		60.7%	△26.0%	6割以上

【現状・評価】

就労移行支援事業利用者数については、60.7%増加の目標に対し、26.0%の減少となっており、実績が大きく下回っています。利用期間に制限のない就労継続支援（A型・B型）事業所が増加する中、利用者が流れていることや当初から利用が検討されていないことが考えられます。サービスの周知啓発や利用者ニーズの掘り起こしと合わせて、就労先となる企業ニーズの把握を一層強化する必要があると考えられます。

③ 一般就労への移行率が高い就労移行支援事業所の増

【第4期計画目標値】

項目	平成25年度【基準値】	平成29年度【目標値】	進捗 (平成28年度)	国指針
就労移行率3割以上の事業所の割合	15.9% 44事業所中 7事業所	50.0%	5.3% 38事業所中 2事業所	50%

【現状・評価】

就労移行支援事業を利用することにより一般就労へ移行する者の割合が利用者の3割以上である事業所の割合は、平成28年度は5.3%であり、平成29年度の目標値50%を大きく下回る状況です。就労移行支援事業の利用促進と合わせ、利用者と就労先のニーズを的確に把握した上でよりの確なマッチングができるよう、事業所のサービス向上への啓発を行っていく必要があります。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

【現状・評価】

国指針に基づき、6圏域もしくは市町に各1箇所を整備する目標に対し、現状では1箇所（1市）の設置となっています。障がいの重度化や高齢化が進展する中で障がい者（児）が望む地域での生活が継続できるよう、引き続き市町への情報提供や支援を行い、地域生活支援拠点等の整備や強化を働きかけていく必要があります。

2 指定障害福祉サービス等の実績

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の実績【県全域：1ヶ月分】

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(10 月)	
		実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率
【訪問系サービス】							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	73,651	98.5%	73,700	94.5%	75,303	92.0%
	人分	2,902	97.8%	2,872	94.3%	2,979	93.6%
【日中活動系サービス】							
生活介護	人日分	73,460	100.8%	73,731	98.4%	74,505	97.1%
	人分	3,606	97.6%	3,621	95.6%	3,714	96.2%
自立訓練(機能訓練)	人日分	423	55.3%	394	46.2%	366	43.0%
	人分	26	52.0%	24	43.6%	22	36.1%
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,096	89.0%	1,848	69.3%	1,669	57.1%
	人分	129	89.6%	110	65.9%	94	51.0%
就労移行支援	人日分	4,787	63.4%	4,976	56.9%	4,288	42.5%
	人分	256	60.7%	267	54.2%	242	41.7%
就労継続支援(A型)	人日分	24,641	109.8%	26,521	103.9%	27,885	95.1%
	人分	1,226	111.5%	1,304	104.2%	1,392	97.3%
就労継続支援(B型)	人日分	48,822	110.5%	53,393	111.2%	54,228	104.9%
	人分	2,786	111.7%	3,061	113.2%	3,225	111.3%
療養介護	人分	278	100.0%	277	100.0%	275	99.3%
短期入所	人日分	3,491	93.7%	3,718	91.5%	4,352	98.3%
	人分	494	90.6%	519	86.6%	597	91.3%
【居住系サービス】							
共同生活援助	人分	1,115	97.3%	1,151	90.3%	1,165	83.1%
施設入所支援	人分	2,155	101.6%	2,138	102.2%	2,130	104.2%
【相談支援】							
計画相談支援	人分	1,927	98.8%	2,136	102.4%	1,951	86.9%
地域移行支援	人分	32	56.1%	27	40.3%	26	31.3%
地域定着支援	人分	78	121.9%	83	100.0%	81	77.9%

※平成 29 年度は、10 月時点の実績

(2) 指定障害児通所支援等の実績【県全域：1ヶ月分】

サービス種別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(10月)		
	実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率	
【障害児通所支援】							
児童発達支援	人日分	6,674	85.7%	8,073	97.9%	8,945	102.5%
	人分	1,126	99.0%	1,203	100.8%	1,186	94.7%
医療型児童発達支援	人日分	0	-	0	-	0	-
	人分	0	-	0	-	0	-
放課後等デイサービス	人日分	12,358	140.4%	17,788	182.1%	20,704	191.3%
	人分	1,253	107.9%	1,590	125.9%	1,864	135.6%
保育所等訪問支援	人日分	15	15.6%	14	8.2%	27	11.4%
	人分	10	25.0%	12	17.6%	22	24.2%
【障害児入所支援】							
福祉型障害児入所支援	人分	60	92.3%	64	67.4%	53	55.8%
医療型障害児入所施設 指定発達支援医療機関	人分	57	70.4%	43	53.1%	36	44.4%
【障害児相談支援】							
障害児相談支援	人分	283	81.1%	443	111.0%	418	92.1%

(3) 第4期計画における見込量を下回った主な原因等

○サービス見込量とニーズの乖離

ア 自立訓練（機能訓練）の見込量

自立訓練（機能訓練）については、見込量の5割を下回る状況が継続しており、見込量と実績が乖離している状態が続いています。

この原因としては、第1に、機能訓練を提供する事業所が県内に3箇所（松山2、今治1）であること、第2に、訓練期間の定めがあるため、利用期間の定めがない就労継続支援等のサービスに利用者が流れることなどが考えられ、第2期計画、第3期計画を通して利用人数については、微減傾向で推移しています。このため見込量を達成するには、より一層の普及啓発を進める必要があります。

イ 自立訓練（生活訓練）の見込量

自立訓練（生活訓練）については、利用が年々減少傾向にあり、見込量の9割から6割まで減少しています。この原因としては、訓練期間に定めがあるため、利用

期間の定めがなく、事業所数が年々増加している日中活動系サービス（生活介護等）に利用が流れたり、宿泊型の場合には安定した生活の場になり得ないことで利用希望が少ないことなどが考えられます。第3期計画では利用は横ばいで推移していましたが、第4期計画では微減傾向が見られます。このため、見込量を達成するには、より一層の普及啓発を進める必要があります。

ウ 就労移行支援の見込量

就労移行支援については、第2期計画までは、ほぼ見込どおりのサービス利用状況でしたが、第3期計画以降、達成率は低下しています。

原因としては、一般就労が可能な障がい者の多くが既にこの事業を利用済みであることや、事業の利用期間が限られているため、就労継続支援（就労継続支援は右肩上がりに増加し、見込量を大幅に上回っている。）を利用していることなどが考えられます。

国は、一般就労への移行促進を図るため、国指針において、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを成果目標として示しているため、今後は、一般企業等への就労を希望し、実際に就労可能な方の掘り起しに努め、就労移行支援事業の利用促進を図ることが課題となります。

エ 地域移行支援の見込量

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に地域生活へ移行するための支援を行う「地域移行支援」の達成状況（平成28年度実績）は40.3%と、利用が伸びず、見込量と実績が乖離している状態です。

今後、施設入所者等の地域移行を一層促進していくため、相談支援事業者及び施設・病院等が連携して地域移行が可能な対象者の掘り起こしに努め、これらのサービスの活用を図っていく必要があります。

オ 保育所等訪問支援

利用は年々増加しているものの、見込量の1割から2.5割の達成率です。保育所等訪問支援を提供する児童発達支援センター等の整備に市町とともに取り組む必要があります。また、平成30年4月から、訪問先が拡大され、乳児院、児童養護施設が対象となることから、事業の周知により一層の活用を図ることとします。

3 県地域生活支援事業等の実績

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		実施 箇所	利用 者数	実施 箇所	利用 者数	実施 箇所	利用 者数
1 発達障がい者支援センター 運営事業	見込	1	1,400	1	1,000	1	1,000
	実績	1	745	1	881	1	869
2 障がい児(者)療育支援事業	見込	13	/	13	/	13	/
	実績	13	/	13	/	13	/
3 障害者就業・生活支援 センター事業	見込	6	1,600	6	2,650	6	2,900
	実績	6	2,832	6	3,243	6	3,724
4 高次脳機能障害支援普及 事業	見込	7	180	7	180	7	180
	実績	7	4,699	7	5,990	7	5,461

《発達障がい者支援センター運営事業》

- 愛媛県発達障がい者支援センター（愛称「あい♥ゆう」）（東温市）

《障がい児（者）療育支援事業》

- 愛媛県立子ども療育センター（直営）及び委託12箇所 計13箇所

《障害者就業・生活支援センター事業》

- 「障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA」（四国中央市）
- 「障がい者就業・生活支援センター エール」（新居浜市）
- 「障害者就業・生活支援センター あみ」（今治市）
- 「えひめ障がい者就業・生活支援センター」（松山市）
- 「障がい者就業・生活支援センター ねっと work ジョイ」（西予市）
- 「南予圏域障害者就業・生活支援センター きら」（宇和島市）

《高次脳機能障害支援普及事業》

- 支援拠点機関：松山リハビリテーション病院
- 相談支援協力医療機関：6 医療機関（各圏域1箇所）

(2) 広域的な支援事業

事業名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 県障がい者相談支援体制整備事業 （※アドバイザー派遣人数）	見込	8 人	23 人	23 人
	実績	1 人	16 人	10 人
2 県障がい者自立支援協議会 （※実施の有無）	見込	有	有	有
	実績	有	有	有

《県相談支援体制整備事業》

- アドバイザー派遣実績（26～28年度）：21回、27人

《県自立支援協議会》

○開催回数：26年度 協議会3回、総合部会3回、人づくり部会2回、権利擁護部会2回、子ども部会4回

27年度 協議会1回、相談支援部会7回、権利擁護部会2回、子ども部会3回

28年度 協議会2回、相談支援部会5回、権利擁護部会3回、子ども部会5回

○県内市町自立支援協議会設置状況：20市町設置済

(3) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
1 障害支援区分認定調査員等 研修事業	見込	3	200	3	200	3	200
	実績	2	173	3	124	3	90
(1)障害支援区分認定調査員 研修	見込	1	70	1	70	1	70
	実績	1	103	1	63	1	56
(2)市町審査会委員研修	見込	1	30	1	30	1	30
	実績	1	70	1	29	1	15
(3)主治医研修	見込	1	100	1	100	1	100
	実績	-	-	1	32	1	19
2 相談支援従事者研修事業	見込	2	87	2	130	2	130
	実績	3	186	3	222	3	241
(1)初任者研修	見込	1	57	1	100	1	100
	実績	2	120	2	162	2	169
(2)現任研修	見込	1	30	1	30	1	30
	実績	1	66	1	60	1	72
3 サービス管理責任者・児童発 達支援管理責任者研修事業	見込	1	150	1	200	1	200
	実績	1	315	1	361	2	457
4 居宅介護従業者等養成研修 事業	見込	7	200	7	200	7	200
	実績	62	851	40	336	33	324
5 手話通訳者養成研修事業	見込	1	25	2	50	2	50
	実績	1	30	2	41	2	44
6 要約筆記者養成研修事業	見込	1	20	1	20	1	20
	実績	1	19	1	19	1	14
7 盲ろう者通訳・ガイドヘルパ ー養成研修事業	見込	1	15	1	15	1	15
	実績	1	11	1	10	1	10
8 身体障害者・知的障害者 相談員活動強化事業	見込	1	46	1	46	1	46
	実績	1	67	1	52	1	61
9 音声機能障がい者発声訓練 指導者養成事業	見込	1	20	1	20	1	20
	実績	5	45	4	37	3	35
10 手話通訳者指導者養成事業	見込			1	2	1	2
	実績			1	2	1	1

(4) その他の事業

事業名		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
1 生活訓練等事業							
(1)オストメイト社会適応訓練事業	見込	4	60	4	60	4	60
	実績	5	45	3	21	4	24
(2)音声機能障害者発声訓練事業	見込	40	350	40	350	40	350
	実績	40	387	40	391	39	422
(3)その他の生活訓練等事業	見込	16	3,895	16	3,895	16	3,895
	実績	13	3,730	13	3,576	13	3,132
ア 視覚障害者専門指導事業	見込	3	2,700	3	2,700	3	2,700
	実績	3	2,642	3	2,484	3	2,105
イ 聴覚言語障害者専門指導事業	見込	3	800	3	800	3	800
	実績	3	931	3	942	3	906
ウ 視覚障害者生活訓練事業	見込	3	25	3	25	3	25
	実績	3	17	3	10	3	11
在宅視覚障害者点字講習事業	見込	1	10	1	5	1	5
	実績	1	5	1	3	1	5
視覚障害者家庭生活訓練事業	見込	1	10	1	10	1	10
	実績	1	6	1	3	1	3
中途視覚障害者歩行訓練事業	見込	1	5	1	5	1	5
	実績	1	6	1	4	1	3
エ 難聴者相談訓練事業	見込	3	90	3	90	3	90
	実績	4	140	4	140	4	110
2 情報支援等事業							
(1)手話通訳者設置事業	見込	1	600	1	600	1	600
	実績	1	512	1	393	1	389
(2)字幕入り映像ライブラリー事業	見込	1	450	1	550	1	550
	実績	1	73	1	53	1	42
(3)盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	見込	1	15	1	15	1	15
	実績	1	10	1	11	1	11
(4)点字広報等発行事業	見込	1	600	1	500	1	500
	実績	1	487	1	480	1	459
(5)点字即時情報ネットワーク事業	見込	1	70	1	60	1	60
	実績	1	53	1	55	1	52

事業名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	
3 障害者IT総合推進事業							
(1)パソコンボランティア養成・派遣事業	見込	1	20	1	20	1	20
	実績	1	44	1	44	1	32
4 社会参加促進事業							
(1)県障害者社会参加推進センター運営事業	見込	1		1		1	
	実績	1		1		1	
(2)身体障害者補助犬給付事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1	1	1	1
(3)奉仕員養成研修事業(点訳・音訳)	見込	2	50	2	50	2	50
	実績	2	40	2	38	2	50
(4)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込	20	2,310	21	2,380	21	2,540
	実績	23	2,480	20	2,346	20	2,564
ア 県障がい者スポーツ大会開催事業	見込	1	1,650	5	2,100	5	2,200
	実績	3	2,022	4	1,964	4	2,157
イ 障がい者スポーツ講習事業	見込	16	370	15	250	15	300
	実績	15	278	15	345	15	350
ウ 障がい者スポーツ指導員養成事業	見込	1	50	1	30	1	40
	実績	1	30	1	37	1	57
(5)芸術・文化講座開催等事業(視覚障害者文化祭・一般教養講座)	見込	15	1,000	15	1,000	15	1,000
	実績	14	609	15	637	13	572
(6)その他社会参加促進事業							
ア 精神障害者家族研修事業	見込	1	100	1	100	1	100
	実績	1	60	1	98	1	220
イ 精神保健福祉関係者等研修事業(H24～)	見込	3	150	3	150	3	150
	実績	3	56	3	66	3	60

(5) 特別支援事業

事業名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	
1 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 (H24～)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1
2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業 (H24～)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	1	1

第4章 平成32（2020）年度の目標値の設定

1 目標値の設定

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行を促進するため、次のとおり平成32年度目標値を設定します。

なお、国指針では、第1～4期計画で示した数値目標について、第5期計画では、基準となる時点及び実績等の見直しを行っています。第5期計画の目標値の設定にあたっては、国の数値目標や第4期計画の実績等を踏まえるとともに、市町障害福祉計画の目標値を基に適切に設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成32年度末までに、平成28年度末時点の障害福祉施設入所者数を基準として9.7%の障がい者が地域生活へ移行し、平成32年度末時点で、2.7%の施設入所者の減少を図ります。

目標値については、国指針では、平成32年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当とされています。

本県の目標値については、これを踏まえて市町と協議・調整した上で、各市町において入所者の状況や実績を勘案して算出した数値を積み上げて設定したものです。

なお、第4期計画では地域移行の進捗状況が低調であることを踏まえ、施設入所支援を行う施設や市町と連携し、共同生活援助や自立生活援助、居宅介護等のサービス充実に努め、目標達成を目指します。

項目	数値	備考	国指針
平成28年度末時点の施設入所者	1,958人	※基準	
平成32年度末までに地域生活に移行する者	189人		
地域移行者の割合	9.7%		9%以上
平成32年度末における入所施設利用者減少数	△53人		
施設入所者の減少割合	△2.7%		2%以上

※当目標に関する施設入所者及び地域移行者には、平成24年4月1日の改正児童福祉法施行令の指定知的障害児施設等（旧指定施設等）に入所していた18歳以上の方で、同日、指定障害者支援施設に指定された当該旧指定施設に引き続き入所されている方は含んでいません。（国指針による。）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

①県、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

平成 32 年度末までに県及び 6 圏域に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

国指針では、「平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。」とされています。

②精神病床における 1 年以上長期入院患者数の設定

平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を設定します。

[目標値の設定については、国指針に示された計算式に基づき設定します。]

項 目		目標値	国指針
平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数	65 歳以上	1,349 人	設定
	65 歳未満	788 人	

③精神病床における退院率

平成 32 年度末における入院後 3 ヶ月時点、6 ヶ月時点及び 1 年時点の退院率について目標値を設定します。

[目標値については、国の実施する「精神保健福祉資料（630 調査）」のデータを参考として、国指針に示された数値目標に基づき設定します。]

項 目		数 値	備 考	国指針
平成 27 年度 (630 調査)	入院後 3 ヶ月時点の退院率	57.5%	※参考値	—
	入院後 6 ヶ月時点の退院率	84.6%		
	入院後 1 年時点の退院率	92.9%		
平成 32 年度 (630 調査)	入院後 3 ヶ月時点の退院率	69%以上	目標値	69%以上
	入院後 6 ヶ月時点の退院率	85%以上		84%以上
	入院後 1 年時点の退院率	93%以上		90%以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

〔 経済環境・雇用情勢が改善基調にある中、今後も、一般就労に対する障がい当事者の意識を高め、地域や民間企業等の障がい者の就労に対する理解促進に努めるとともに、一般就労に向けた施設の取組みに対する支援や労働関係機関による就労支援策の活用などにより、国指針に基づき目標値を設定します。 〕

①福祉施設から一般就労への移行者数の増

平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援やその他の労働施策等を活用して一般就労へ移行する者が、平成 28 年度の一般就労移行者数の 1.12 倍となることを目指します。

項 目	数 値	備 考	国指針
平成 28 年度の年間一般就労移行者	168 人	※基準	—
平成 32 年度における年間一般就労移行者	188 人		—
一般就労移行者数の増加の割合	1.12 倍		1.5 倍以上

※一般就労には、就労支援（A 型）等による福祉的就労を含んでおりません。

○公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職できる体制を整備します。

項 目	数 値	国指針
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	55 人	必要な者
一般就労移行者に対する割合	29.3%	

○障がい者に対する職業訓練の受講

平成 32 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、事業実施体制を整備します。

項 目	数 値	国指針
職業訓練の受講者数	34 人	必要な者
一般就労移行者に対する割合	18.1%	

○福祉施設から公共職業安定所への誘導

平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、事業実施体制を整備します。

項 目	数 値	国指針
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	135 人	必要な者
一般就労移行者に対する割合	71.8%	

○福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

平成 32 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、事業実施体制を整備します。

項 目	数 値	国指針
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	142 人	必要な者
一般就労移行者に対する割合	75.5%	

②就労移行支援事業利用者数の増

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数の 25.8%増となることを目指します。

就労移行支援事業の利用者増加目標数は、国指針の基準を基に各市町において状況や実績を勘案して算出した数値を積み上げて設定しています。

なお、第4期計画の就労移行支援事業の利用者増加目標数に係る進捗状況が低調となっていることを踏まえ、障がい者就業・生活支援センターや市町と連携し、就労希望の障がい者や特別支援学校卒業者等へのアウトリーチに努め、目標達成を目指します。

項 目	数 値	備 考	国指針
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者	267 人	※基準	—
平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者	336 人		—
就労移行支援事業利用者の増加率	25.8%		2 割以上

③一般就労への移行率が高い就労移行支援事業所の増

平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上にすることを目指します。

平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所の割合は、国指針に基づき各市町において就労状況やニーズ等を踏まえ算出した数値を基に設定しています。

なお、28 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所の割合は 5.3%で、第4期計画の進捗状況が低調であることを踏まえ、障がい者就業・生活支援センターや愛媛県障害者職業センターなどの関係機関と連携し、企業の障がい者雇用を支援することにより目標達成を目指します。

項 目	数 値	国指針
平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所の割合	50%	50%

④就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率

各年度において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にすることを目指します。(事業開始年度である平成 30 年度を除く。)

平成 30 年 4 月創設の就労定着支援事業による職場定着率は、国指針を基に各市町において就労状況やニーズ等を踏まえ算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	数値	国指針
平成 31 年度職場定着率	82.1%	80%
平成 32 年度職場定着率	85.1%	

(4) 地域生活支援拠点等の整備

国指針に基づき、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活支援拠点）等については、平成 32 年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを目標とします。

項目	数値	備考	国指針
平成 32 年度末における地域生活支援拠点の整備	20 市町 (圏域設置含む)	1 市 (1 箇所) 平成 29 年 10 月 時点	各市町又は各圏域に少なくとも 1 つ

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国指針に基づき、市町における設置の現状や見込等を踏まえ、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町または各圏域に 1 箇所以上設置するとともに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより保育所等訪問支援を全ての市町で利用できる体制を構築することを目標とします。

項目	数値	備考	国指針
平成 32 年度末における児童発達支援センターの設置	20 市町 (圏域設置含む)	3 市町 平成 29 年 12 月時点	各市町に少なくとも 1 箇所以上(市町設置が困難な場合は圏域での確保可)
平成 32 年度末における保育所等訪問支援を利用できる体制構築	20 市町	6 市町 平成 29 年 12 月時点	全ての市町で利用できる体制構築

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国指針に基づき、市町における設置の現状や見込等を踏まえ、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町または各圏域に 1 箇所以上確保することを目標とします。

項 目	数 値	備 考	国指針
平成 32 年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域設置 含む)	7 市町 平成 29 年 12 月時点	各市町に少なくとも 1 箇所以上 (市町設置が困難な場合は圏域での確保可)
平成 32 年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域設置 含む)	7 市町 平成 29 年 12 月時点	

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国指針に基づき、平成 30 年度末までに、県に医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに、市町もしくは 6 圏域に協議の場を設置することを目標とします。

「医療的ケア児」とは、人工呼吸器を装着するなど、恒常的に医療を要する重症心身障害児等のことです。

国指針では、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。」としています。

2 目標値達成に向けた取組み

(1) 地域における相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等の種類や量（事業所数）が徐々に充実する中、個々の障がい者（児）等の多様なニーズにあった適切なサービス利用を促進し、安心して地域での暮らしを継続するために、相談支援の役割はますます重要になっています。

市町においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等の関係者により構成する市町障害者自立支援協議会等が、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関のネットワーク構築や地域の社会資源の拡充などの機能を果たすとともに、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援や権利擁護等の役割を担う基幹相談支援センターの設置が求められているところです。

また、県では、県障がい者自立支援協議会において、市町における相談支援体制の状況把握やその整備方策の検討、相談支援に従事する人材の育成と資質の向上に努めるとともに、積極的に相談支援アドバイザーを派遣するなど、市町と連携を図りながら、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、県内の相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場（県精神障がい者地域移行支援協議会）において、情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者等と連携を図りながら、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。

具体的には、精神障がい者地域移行支援事業により、障がい保健福祉圏域ごとにピアサポーターを配置し、一般相談支援事業者が実施する地域移行支援・定着支援に係るサービスについて、元患者の立場から情報提供を行い、退院を促すとともに、県精神障がい者地域移行支援協議会を開催し、事業全体の評価検討及び計画策定を行い、県全体の支援体制との連携を図り、事業実施主体への助言等を行います。

また、県としては、市町や関係機関等との連携を進めながら、意識の醸成や体制整

備を図るとともに、新規事業者の参入を促進するなど共同生活援助（グループホーム）などの必要な社会資源の確保に努めます。

(3) 労働施策と連携した就労支援の充実

県内の圏域ごとに設置した障害者就業・生活支援センターを中心として開催する就労支援関係機関連絡会議を開催し、雇用、保健福祉及び教育等に関わる関係機関が連携して、課題の解決や就労支援施策の効果的な実施方策を検討するなど、障がい者の総合的な就労支援体制を整備するとともに、障害者就業・生活支援センターを核とした関係機関のネットワークの下、身近な地域で就労面と生活面の一体的な支援を行います。また、職場への適応に課題を有する障がい者への援助者の派遣や障がい者の態様に応じた職業訓練の実施など、公共職業安定所や地域障害者職業センターなど労働関係機関の実施する労働施策の活用により、企業側、障がい当事者側の両面から、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進するほか、就労支援事業所等で就労支援に関わる人材の育成を地域障害者職業センター等の関係機関と連携して実施します。

また、事業主には、障がい者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障がい者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障がい者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進します。

(4) 一般就労への移行が困難な人に対する支援及び工賃向上に向けた取組み

障がいの状態等により一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保するため、農福連携による農業分野での就労促進に努めるとともに、就労継続支援事業等の充実に努めます。また、利用者の就労意欲の向上や障害者就労施設等の利用促進を図るため、「愛媛県障害者工賃向上計画」に基づき、商品開発、共同受注窓口の体制強化による受注増加や販路拡大等に取り組むとともに、「障害者優先調達推進法に基づく愛媛県調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、工賃向上に向けて各種事業を実施します。

(5) 障がい児の支援体制の整備

障がい児の支援にあたっては、福祉分野における障がい福祉担当課と子育て支援担当課の連携による就学前の児童への支援を充実するとともに、重症心身障害児等ができるだけ身近な地域で児童発達支援等の障害児通所支援等が利用できるよう、事業所

の参入を促進するなど、市町と連携しながら児童発達支援センター等の社会資源の確保に努めます。

また、近年増加している医療的ケア児の支援を強化するため、福祉、医療、保健、教育等多分野の連携を進めるとともに、医療的ケア児支援の総合的な調整役を担う医療的ケア児支援コーディネーターや医療的ケア児に関する一定の知識を身に付けた支援者等の養成に取り組み、各地域や事業所における医療的ケア児支援コーディネーター等の配置を推進します。

関係機関の協働のもと、身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに取り組みます。

第5章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備

指定障害福祉サービスや指定通所支援等の必要見込量については、各市町において、現在のサービス等の利用状況や第4期計画期間中の実績、サービス利用者の意向や福祉施設や事業者の今後の新規指定見込み等を基に推計した必要見込量を各圏域及び県全域で積み上げたものです。また、指定障害福祉サービスについては、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（精神障害者の地域移行）についても勘案しています。各指定障害福祉サービス及び指定通所支援等について、必要量を確保するとともに、県内各地域間における格差が生じないように提供基盤の整備を進めていきます。

○地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

平成32年度末の精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	491人
	（内訳）65歳以上：283人
	65歳未満：208人

2 指定障害福祉サービス等の必要見込量等

(1) 指定障害福祉サービス

【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】

サービス種別		平成29年度 (10月実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
【訪問系サービス】					
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	75,303	74,151	75,381	76,836
	人分	2,979	3,128	3,206	3,285
【日中活動系サービス】					
生活介護	人日分	74,505	74,837	75,838	77,060
	人分	3,714	3,789	3,831	3,874
自立訓練(機能訓練)	人日分	366	521	542	546
	人分	22	36	38	39
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,669	2,151	2,321	2,608
	人分	94	129	144	162
就労移行支援	人日分	4,288	5,229	5,682	6,207
	人分	242	285	310	336
就労継続支援(A型)	人日分	27,885	27,882	29,459	30,952
	人分	1,392	1,419	1,497	1,573
就労継続支援(B型)	人日分	54,228	57,045	60,124	63,266
	人分	3,225	3,370	3,552	3,743

就労定着支援	人分	—	59	80	105
療養介護	人分	275	284	284	285
短期入所	人日分	4,352	4,459	4,891	5,347
	人分	597	673	722	768
【居住系サービス】					
自立生活援助	人分	—	145	154	167
共同生活援助	人分	1,165	1,204	1,236	1,289
施設入所支援	人分	2,130	2,105	2,091	2,088
【相談支援】					
計画相談支援	人分	1,951	2,084	2,260	2,451
地域移行支援	人分	26	54	59	66
地域定着支援	人分	81	105	113	126

※ 必要見込量には、障害者総合支援法に基づき障がい者施策による対応となっている「18歳以上の障害児施設入所者（平成32年度180名）」に係るサービスも含んで見込んでいます。

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

①訪問系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の地域生活を支援するため、障がい種別にかかわらず、居宅介護や重度訪問介護等必要とする訪問系サービスを、すべての障がい者が、県内のどの地域においても利用できるようサービスを拡充します。

〔居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援〕

圏域	平成29年10月(実績)		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	2,979	75,303	3,128	74,151	3,206	75,381	3,285	76,836
宇摩圏	139	2,180	160	2,560	170	2,720	180	2,880
新居浜・西条圏	482	9,198	530	9,580	552	9,796	570	10,030
今治圏	400	7,309	467	7,068	480	7,189	493	7,321
松山圏	1,536	48,431	1,479	46,609	1,498	47,040	1,520	47,648
八幡浜・大洲圏	180	3,063	221	3,508	229	3,669	237	3,826
宇和島圏	242	5,122	271	4,826	277	4,967	285	5,131

②日中活動系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の一般就労への移行や定着、社会参加を促進するため、就労、日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス等の充実を図るとともに、施設における介護を必要とする障がい者へのサービスを確保します。

〔生活介護〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,714	74,505	3,789	74,837	3,831	75,838	3,874	77,060
宇摩圏	206	3,972	220	4,400	225	4,500	230	4,800
新居浜・西条圏	659	13,037	648	12,432	650	12,510	652	12,588
今治圏	456	9,301	479	9,164	483	9,342	487	9,523
松山圏	1,533	30,301	1,549	30,738	1,567	31,129	1,585	31,521
八幡浜・大洲圏	456	9,551	480	9,796	489	9,976	497	10,139
宇和島圏	404	8,343	413	8,307	417	8,381	423	8,489

〔自立訓練（機能訓練）〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	22	366	36	521	38	542	39	546
宇摩圏	1	13	1	22	1	22	1	22
新居浜・西条圏	1	21	6	47	6	47	6	47
今治圏	7	74	7	90	8	90	9	95
松山圏	12	235	18	291	19	312	19	311
八幡浜・大洲圏	1	23	2	31	2	31	2	31
宇和島圏	0	0	2	40	2	40	2	40

〔自立訓練（生活訓練）〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	94	1,669	129	2,151	144	2,321	162	2,608
宇摩圏	2	54	17	287	22	362	32	592
新居浜・西条圏	18	321	27	384	32	384	37	384
今治圏	21	291	19	223	20	223	21	235
松山圏	32	531	42	713	44	757	45	782
八幡浜・大洲圏	16	373	20	480	21	510	21	510
宇和島圏	5	99	4	64	5	85	6	105

〔就労移行支援〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	242	4,288	285	5,229	310	5,682	336	6,207
宇摩圏	18	238	20	370	20	370	20	370
新居浜・西条圏	26	435	32	547	35	579	38	626
今治圏	40	628	36	601	39	647	41	697
松山圏	114	2,139	145	2,699	159	2,971	173	3,257
八幡浜・大洲圏	30	608	33	647	36	713	40	800
宇和島圏	14	240	19	365	21	402	24	457

〔就労継続支援（A型）〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,392	27,885	1,419	27,882	1,497	29,459	1,573	30,952
宇摩圏	20	389	25	500	35	700	40	800
新居浜・西条圏	202	4,078	214	4,280	225	4,500	241	4,770
今治圏	136	2,778	130	2,583	131	2,620	132	2,640
松山圏	902	18,062	907	17,892	952	18,806	998	19,763
八幡浜・大洲圏	59	1,131	64	1,163	70	1,273	74	1,343
宇和島圏	73	1,447	79	1,464	84	1,560	88	1,636

〔就労継続支援（B型）〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,225	54,228	3,370	57,045	3,552	60,124	3,743	63,266
宇摩圏	138	2,016	160	2,400	180	2,700	200	3,000
新居浜・西条圏	432	6,640	443	7,208	466	7,606	499	8,054
今治圏	359	6,002	363	5,662	366	5,708	369	5,791
松山圏	1,569	25,710	1,652	28,261	1,756	30,075	1,862	31,921
八幡浜・大洲圏	399	7,931	414	7,602	427	7,850	438	8,059
宇和島圏	328	5,929	338	5,912	357	6,185	375	6,441

〔就労定着支援〕（単位：人分） ※平成 30 年 4 月創設のサービス

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	—	59	80	105
宇摩圏	—	6	6	6
新居浜・西条圏	—	18	19	21
今治圏	—	8	10	20
松山圏	—	15	31	38
八幡浜・大洲圏	—	9	10	12
宇和島圏	—	3	4	8

〔療養介護〕（単位：人分）

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	275	284	284	285
宇摩圏	20	20	20	20
新居浜・西条圏	33	39	39	39
今治圏	32	34	34	34
松山圏	96	95	95	96
八幡浜・大洲圏	46	48	48	48
宇和島圏	48	48	48	48

〔短期入所〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	597	4,352	673	4,459	722	4,891	768	5,347
宇摩圏	19	181	21	147	26	182	31	217
新居浜・西条圏	87	633	100	738	110	875	120	1,061
今治圏	20	154	21	151	22	162	22	168
松山圏	385	2,396	419	2,464	445	2,648	472	2,843
八幡浜・大洲圏	43	569	66	538	71	580	74	604
宇和島圏	43	419	46	421	48	444	49	454

③居住系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域における居住の場である共同生活援助事業の充実や新たに創設された自立生活援助事業の普及を図ります。

〔自立生活援助〕（単位：人分） ※平成 30 年 4 月創設のサービス

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	—	145	154	167
宇摩圏	—	2	4	6
新居浜・西条圏	—	99	99	99
今治圏	—	5	7	10
松山圏	—	30	32	35
八幡浜・大洲圏	—	8	9	10
宇和島圏	—	1	3	7

〔共同生活援助〕（単位：人分）

圏 域	平成 29年10月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	1,165	1,204	1,236	1,289
宇摩圏	63	59	59	80
新居浜・西条圏	128	151	152	153
今治圏	137	137	139	141
松山圏	472	477	498	515
八幡浜・大洲圏	187	195	201	211
宇和島圏	178	185	187	189

〔施設入所支援〕（単位：人分）

圏 域	平成 29年10月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	2,130	2,105	2,091	2,088
宇摩圏	140	123	123	140
新居浜・西条圏	379	373	373	373
今治圏	297	299	298	296
松山圏	644	641	636	628
八幡浜・大洲圏	378	378	372	365
宇和島圏	292	291	289	286

④相談支援

【事業実施に関する考え方】

指定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成やその計画に基づく障害福祉サービス等の利用支援を行い、障がい者が適切なサービスを利用できる相談支援体制を整備します。

○「計画相談支援」

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が適切な相談支援を受けることができるよう支援の拡大を図ります。

○「地域相談支援（地域移行支援）」

施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行へ向けた支援を強化します。

○「地域相談支援（地域定着支援）」

単身障がい者や、同居している家族による支援を受けられない障がい者の地域生活の定着支援を強化します。

〔計画相談支援〕（単位：人分）

圏 域	平成 29年10月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	1,951	2,084	2,260	2,451
宇摩圏	60	70	75	80
新居浜・西条圏	310	401	473	555
今治圏	213	186	188	190
松山圏	1,049	1,071	1,152	1,242
八幡浜・大洲圏	154	151	161	167
宇和島圏	165	205	211	217

〔地域相談支援（地域移行支援）〕（単位：人分）

圏 域	平成 29年10月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	26	54	59	66
宇摩圏	0	2	2	2
新居浜・西条圏	2	7	7	7
今治圏	0	3	5	10
松山圏	23	33	34	35
八幡浜・大洲圏	0	7	8	7
宇和島圏	1	2	3	5

〔地域相談支援（地域定着支援）〕（単位：人分）

圏 域	平成 29年10月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	81	105	113	126
宇摩圏	3	2	2	4
新居浜・西条圏	22	30	30	30
今治圏	0	1	2	5
松山圏	55	65	70	75
八幡浜・大洲圏	1	5	6	7
宇和島圏	0	2	3	5

(2) 指定障害児通所支援等

【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】

サービス種別		平成 29 年度 (10 月実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【障害児通所支援】					
児童発達支援	人日分	8,945	10,521	10,995	11,457
	人分	1,186	1,345	1,392	1,440
医療型児童発達支援	人日分	0	24	24	29
	人分	0	3	3	4
放課後等デイサービス	人日分	20,704	23,576	25,973	28,257
	人分	1,864	2,784	3,065	3,369
保育所等訪問支援	人日分	27	88	102	137
	人分	22	42	46	60
居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	298	302	325
	人分	—	38	39	44
【障害児入所支援】					
福祉型障害児入所施設	人分	53	53	61	61
医療型障害児入所施設 指定発達支援医療機関	人分	36	36	37	37
【障害児相談支援】					
障害児相談支援	人分	418	519	563	606
【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】					
コーディネーターの配置人数	人	—	9	11	15

※障害児入所支援の見込量には、障害児入所措置の見込量を含む。

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

①障害児通所支援

【事業実施に関する考え方】

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）は、障がい児や保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために重要であり、適切なサービスの提供に努めます。

〔児童発達支援〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,186	8,945	1,345	10,521	1,392	10,995	1,440	11,457
宇摩圏	100	492	100	420	110	462	120	504
新居浜・西条圏	224	1,247	242	1,397	251	1,593	260	1,781
今治圏	193	1,591	188	2,326	193	2,381	196	2,433
松山圏	542	5,193	636	5,743	654	5,899	672	6,056
八幡浜・大洲圏	64	156	124	390	127	401	133	410
宇和島圏	63	266	55	245	57	259	59	273

〔医療型児童発達支援〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	0	0	3	24	3	24	4	29
宇摩圏	0	0	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	0	0	0	0	0	0	0
今治圏	0	0	0	0	0	0	0	0
松山圏	0	0	2	14	2	14	2	14
八幡浜・大洲圏	0	0	0	0	0	0	1	5
宇和島圏	0	0	1	10	1	10	1	10

〔放課後等デイサービス〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,864	20,704	2,784	23,576	3,065	25,973	3,369	28,257
宇摩圏	202	1,365	400	2,400	420	2,520	440	2,640
新居浜・西条圏	338	3,783	567	4,377	666	4,658	796	4,891
今治圏	210	2,493	245	3,091	274	3,462	301	3,808
松山圏	928	11,226	987	11,923	1,105	13,421	1,224	14,923
八幡浜・大洲圏	77	1,019	443	816	451	898	453	942
宇和島圏	109	818	142	969	149	1,014	155	1,053

〔保育所等訪問支援〕

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	22	27	42	88	46	102	60	137
宇摩圏	0	0	3	6	4	8	5	10
新居浜・西条圏	1	1	6	13	6	13	6	13
今治圏	7	7	9	11	10	20	15	30
松山圏	9	14	15	34	17	37	19	40
八幡浜・大洲圏	5	5	8	14	8	14	9	24
宇和島圏	0	0	1	10	1	10	6	20

〔居宅訪問型児童発達支援〕 ※平成 30 年 4 月創設のサービス

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	—	—	38	298	39	302	44	325
宇摩圏	—	—	3	15	3	15	3	15
新居浜・西条圏	—	—	5	28	5	28	5	28
今治圏	—	—	2	8	3	12	5	20
松山圏	—	—	24	208	24	208	24	208
八幡浜・大洲圏	—	—	3	29	3	29	4	34
宇和島圏	—	—	1	10	1	10	3	20

②障害児入所支援

【事業実施に関する考え方】

障害児入所支援は、福祉型障害児入所施設若しくは医療型障害児入所施設に入所、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与の支援並びに障がい児に対する治療をいい、県は、障がい児が障害児入所支援を受けたときは、申請に基づき、障害児入所給付費を支給します。

なお、障害児入所支援については、被虐待児を含む入所が必要となるケースに適切に対応できる定員の確保を図る必要があります。

〔福祉型障害児入所施設〕（単位：人分）

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	53	53	61	61

〔医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関〕（単位：人分）

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	36	36	37	37

③障害児相談支援

【事業実施に関する考え方】

障害児相談支援は、障がい児や保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために重要であり、全ての障害児通所支援等の利用者が適切な相談支援を受けることができるよう支援の拡大を図ります。

〔障害児相談支援〕（単位：人分）

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	418	519	563	606
宇摩圏	51	70	75	80
新居浜・西条圏	130	180	195	208
今治圏	47	39	44	49
松山圏	130	162	174	185
八幡浜・大洲圏	25	22	23	26
宇和島圏	35	46	52	58

④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【事業実施に関する考え方】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活するためには、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働して支援体制を構築する必要があります。各市町においては、各支援を調整し、総合的な支援の提供につなげる相談支援専門員等のコーディネーターの設置を推進する必要があるため、県は、市町の取組を支援するため、必要な専門性を有するコーディネーターの養成に取り組めます。

設置見込量は、市町において支援ニーズ等を踏まえて設定しています。

〔医療的ケア児支援コーディネーター〕（単位：人）

圏 域	平成 29 年 10 月(実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	－	9	11	15
宇摩圏	－	0	0	1
新居浜・西条圏	－	1	2	2
今治圏	－	1	1	1
松山圏	－	5	6	6
八幡浜・大洲圏	－	2	2	2
宇和島圏	－	0	0	3

(3) 発達障がい者等に対する支援

【事業実施に関する考え方】

発達障害者支援法に基づく発達障がい者支援協議会を設置し、情報共有や福祉、医療、保健、教育、労働等各分野間の連携を図りつつ、発達障がい者支援センターを中心に各地域における発達障がい児（者）の支援体制の強化を図ります。

支援の見込量は、発達障がい者支援センターの活動実績や各関係機関との役割分担と連携等を踏まえて設定します。

サービス種別		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【発達障がい者に対する支援】					
発達障がい者支援協議会の開催回数(H29～)	回	—	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	3,956	4,000	3,800	3,600
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	123	120	125	130
発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(H29～)	件	—	80	80	80
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	23	44	44	44

3 指定障害福祉サービス等の必要量確保の方策

指定障害福祉サービスや指定障害児通所支援等の必要見込量を確保するため、次のような取組みを行います。

(1) 事業者の新規参入の促進

市町や関係機関等と連携し、指定障害福祉サービス等の利用状況や、今後の利用見込み等サービスに関する情報を広く提供するとともに、新規事業者が参入しやすい方策を検討する等、障がい者（児）の立場に立ち、熱意を持って支援にあたる事業者の新規参入を促進します。

(2) 共生型サービス提供事業所の拡大

介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢の障がい者が、慣れた事業所やスタッフによる支援を継続して受けられるよう、また、福祉人材の有効活用が図れるよう、障がい者（児）と高齢者が同一の事業所でサービスを受ける共生型サービス（平成30年4月創設）を提供する事業所の取組を支援します。

(3) 研修機会の確保による人材育成

相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修等を、研修実施事業者を指定することにより実施するとともに、障害福祉サービス従事者等への研修機会を確保し、人材育成を図るとともに、事業者等の人材確保を支援します。

(4) 制度の周知及び関係機関の連携による利用促進

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）により、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援等の新たなサービスの創設、重度訪問介護の支援先拡大、低所得の高齢障がい者に対する利用者負担軽減策の創設等の制度変更があることから、利用者や関係機関への制度の周知に努め、サービスの利用促進を図ります。

特に、障がい児の支援については、愛媛県立子ども療育センター、愛媛県発達障がい者支援センター等の障がい児支援拠点や、子育て支援担当部局及び特別支援学校等と連携し、サービスの利用促進を図ります。

4 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置

(1) 指定障害福祉サービス等従事者に対する研修機会の確保

指定障害福祉サービス等に従事する者に対し、「相談支援従事者研修」、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」、「居宅介護従事者等養成研修」など各種の研修を実施するとともに、研修事業者の指定を行うことにより、研修機会を確保し、人材の育成及びその資質の向上を図ります。

なお、「相談支援従事者研修」及び「サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修」については、国においてさらなる資質向上と専門性の確保を図る観点から平成31年度をめどに研修制度の見直しが検討されていることから、新制度での研修について適切に対応します。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する評価体制及び利用者への情報提供体制の整備

指定障害福祉サービス事業者や指定障害児通所支援等に対する評価体制等を整備することにより、事業者が提供するサービスやその従事者の資質の向上を図ります。

○第三者評価体制の整備

指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等が提供するサービスが良質で、適切なものとなるよう第三者評価を実施する体制を整備し活用します。

○情報公表制度の整備

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者が提供するサービスの質の向上につなげるため、指定障害福祉サービス事業者等のサービスの内容等を公表します。

○障がい者自立支援協議会による検討・評価

指定相談支援事業者による相談支援が適切かつ公平に行われるよう、県が設置する障がい者自立支援協議会等において、相談支援の状況についての検討や評価を行います。

(3) 障がい者（児）に対する虐待の防止

虐待防止については、障害者虐待防止法や「児童虐待の防止等に関する法律」（通称：児童虐待防止法）、「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例（家庭における絆見守り条例）」に基づき、地域の実務担当者で構成する地域ネットワーク会議の開催により、虐待の未然防止・早期発見に向けて連携を強化するとともに、障がい者虐待防止セミナーを開催し、一般県民への啓発や障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図ります。

(4) 障がい者（児）に対する差別の解消

差別解消については、障害者差別解消法や「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障がい者差別解消調整委員会」を設置し、解決困難な差別事例について助言、あっせん等を行うとともに、専門アドバイザーによる法的助言を行う体制を確保します。

また、行政職員等を対象とした研修に取り組み、職員の意識啓発や対応力の向上を図ります。また、「障がい者権利擁護関係機関連携会議」を開催し、虐待の未然防止・早期発見及び差別解消に向けた市町及び関係機関の連携を強化します。

(5) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査の実施

指定障害福祉サービス事業者や指定障害児通所支援事業者等に対して、適切な処遇の実施や人員配置、虐待防止体制の整備等事業の適切な運営について、指導・監査を行います。

第6章 県地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 県地域生活支援事業等の実施

専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援事業、広域的な対応が必要とされる事業、障害福祉サービス等の質の向上やその従事者の育成、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

2 実施する地域生活支援事業等の種類及び量の見込み等

(1) 専門性の高い相談支援事業

【事業実施に関する考え方】

発達障がい者や高次脳機能障害等専門的な相談支援を必要とする分野においては、発達障がい者支援センターの運営や高次脳機能障害支援普及事業等の実施等により対応します。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 発達障がい者支援センター運営事業	1	900	1	850	1	800
2 障がい児(者)療育支援事業	13		13		13	
3 障害者就業・生活支援センター事業	6	4,300	6	4,600	6	4,900
4 高次脳機能障害支援普及事業	7	5,400	7	5,400	7	5,400

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

【事業実施に関する考え方】

手話通訳者等の養成研修及び派遣事業の実施により、聴覚、視覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援します。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	2	50	2	50	2	50
2 要約筆記者養成研修事業	1	20	1	20	1	20
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	1	15	1	15	1	15
4 意思疎通支援者派遣事業	32		32		32	
5 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	11		11		11	

(3) 広域的な支援事業

【事業実施に関する考え方】

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、県障がい者自立支援協議会において、本県の相談支援体制の構築について検討を行うとともに、相談支援体制整備推進事業により、アドバイザーを市町等へ派遣し、市町の相談支援体制の整備を支援します。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 県障がい者相談支援体制整備推進事業（※アドバイザー派遣人数）	20人		20人		20人	
2 県障がい者自立支援協議会（※開催の有無）	有		有		有	
3 その他精神障がい者支援事業						
ア 精神障がい者家族研修事業	1	100	1	100	1	100
イ 精神保健福祉関係者等研修事業	3	100	3	100	3	100
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業（※運営委員会開催数）	2回		2回		2回	

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

【事業実施に関する考え方】

良質な障害福祉サービス等の提供や公平で公正な障害支援区分の認定を行うため、障害福祉サービス事業、地域生活支援事業等に従事する者やその指導者、障害支援区分の認定に携わる者に対し、研修機会を提供することにより、人材育成や資質向上を図ります。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	3	130	3	130	3	130
(1)障害支援区分認定調査員研修	1	70	1	70	1	70
(2)市町審査会委員研修	1	30	1	30	1	30
(3)主治医研修	1	30	1	30	1	30
2 相談支援従事者研修事業	5	320	5	320	5	320
(1)初任者研修	2	180	2	180	2	180
(2)現任研修	1	60	1	60	1	60
(3)専門コース別研修	1	50	1	50	1	50
(4)スキルアップ研修	1	30	1	30	1	30
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	2	300	2	300	2	300
4 居宅介護従業者等養成研修事業	22	200	22	200	22	200
5 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	1	46	1	46	1	46
6 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	1	20	1	20	1	20
7 手話通訳者指導者養成事業	1	2	1	2	1	2
8 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	1	100	1	100	1	100
9 強度行動障がい支援者養成研修事業	4	200	4	200	4	200
(1)基礎研修	2	120	2	120	2	120
(2)実践研修	2	80	2	80	2	80
10 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業	2	100	2	100	2	100
11 発達障がい者家族支援体制整備事業 (ペアレント・メンター養成講座)	3	18	3	18	3	18
12 障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護研修)	1	150	1	150	1	150

(5) その他の事業

【事業実施に関する考え方】

障がい者社会参加推進センターの運営や生活訓練等事業の実施、手話通訳者設置等障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な各種の事業を実施します。

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 日常生活支援						
(1)オストメイト社会適応訓練事業	4	30	4	30	4	30
(2)音声機能障がい者発声訓練事業	40	350	40	350	40	350
(3)その他の生活訓練等事業	12	3,305	12	3,305	12	3,305
ア 視覚障がい者専門指導事業	3	2,400	3	2,400	3	2,400
イ 聴覚言語障がい者専門指導事業	3	800	3	800	3	800
ウ 視覚障がい者生活訓練事業	3	15	3	15	3	15
在宅視覚障がい者点字講習事業	1	5	1	5	1	5
視覚障がい者家庭生活訓練事業	1	5	1	5	1	5
中途視覚障がい者歩行訓練事業	1	5	1	5	1	5
エ 難聴者相談訓練事業	3	90	3	90	3	90
2 社会参加支援						
(1)手話通訳者設置事業	1	600	1	600	1	600
(2)字幕入り映像ライブラリー事業	1	80	1	80	1	80
(3)点字広報等発行事業	1	500	1	500	1	500
(4)点字即時情報ネットワーク事業	1	60	1	60	1	60
(5)障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	1	60	1	60	1	60
(6)県障がい者社会参加推進センター運営事業	1		1		1	
(7)身体障害者補助犬給付事業	1	1	1	1	1	1
(8)奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	2	50	2	50	2	50

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
(9)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	20	2,705	20	2,805	20	2,905
ア 県障がい者スポーツ大会開催事業	4	2,300	4	2,400	4	2,500
イ 障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
ウ 障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30
(10)芸術・文化講座開催等事業 (視覚障害者文化祭・一般教養講座)	15	600	15	600	15	600

(6) 特別支援事業

【事業実施に関する考え方】

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図るために必要な各種の事業を実施します。

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業	1	1	1	1	1	1
2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業	1	1	1	1	1	1

3 見込量確保のための方策

地域生活支援事業の必要見込量を確保するため、次のような取組みを行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

- 「愛媛県発達障がい者支援センター」（愛称：あい♥ゆう）において、相談支援や発達支援、就労支援のほか、発達障がいへの理解を深めるための情報発信や研修会の開催、地域における関係機関のネットワークづくりへの支援など、発達障がい者に対する総合的な支援に努めます。
- 「愛媛県立子ども療育センター」等県内 13 施設で実施している障がい児（者）療育支援事業を関係機関と連携を図りながら実施し、在宅の重症心身障害児等の地域における生活を円滑かつ効果的に支援します。
- 6 圏域に 1 箇所ずつ設置している障害者就業・生活支援センターについては、行政及び労働関係機関や社会福祉施設、医療機関、学校等と連携、協力し、障がい者の就業と生活に関する支援を一体的に行います。
- 高次脳機能障害支援普及事業については、平成 20 年度に支援拠点機関（松山リハビリテーション病院）を設置し、相談支援コーディネーターを中心に専門的な支援を行うとともに、相談支援協力機関（各圏域に 1 箇所）の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、支援手法等に関する研修の実施など、高次脳機能障がい者に対する支援体制の整備・充実に努めます。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

- 災害時の要配慮者・避難行動要支援者対策として、また、聴覚障がい者等の社会参加に欠かせない情報支援を行うボランティアを確保するため、市町と連携して手話通訳者や要約筆記者等の養成に取り組みます。
- コミュニケーションや移動に著しく制限のある盲ろう者の通訳及び移動の介助等を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成に取り組みます。
- 聴覚障がい者等の自立と社会参加を図るため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事等に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

(3) 広域的な支援事業

- 県では、平成 19 年度に県障がい者自立支援協議会及びその専門部会を設置し、相談支援従事者研修の実施等をとおして県内の相談支援体制の整備を進めていますが、市町地域自立支援協議会の運営の活性化を図るため、引き続き、相談支援アドバイザーの派遣や相談支援に従事する人材の育成など、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

- 障害福祉サービスや相談支援等に従事する者に対する研修を、引き続き、適切に実施します。特に、障がい児については、医療的ケア児の総合的な支援を担うコーディネーター等の養成研修を行うとともに、発達障がい児（者）の家族支援を行うペアレント・メンターの養成に取り組みます。

(5) その他の事業

- 平成 29 年に本県で開催された第 17 回全国障害者スポーツ大会「^{えがお}愛顔つなぐえひめ大会」の成果を受け、さらなるスポーツの振興に向けて、選手育成を図るため、スポーツ指導員の養成に引き続き取り組みます。

第7章 障がい者スポーツ・文化芸術活動に関する事項

1 障がい者スポーツの振興

県では、平成29年10月に第17回全国障害者スポーツ大会「^{えがお}愛顔つなぐえひめ大会」を開催し、障がい者スポーツの選手の活躍に大きな注目が集まるとともに、えひめ大会を通じて選手やボランティア、観覧・応援など県民が一体となったことで、障がいや障がい者への理解が深まり、共生社会の実現に向けた大きな一歩となりました。

えひめ大会における成果を一過性のものとせず、障がい者スポーツを通じた障がい者の社会参加や活躍をさらに推進するため、次の取組を行います。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 パラトップアスリート及び次世代パラアスリート支援者数(補助)		20		20		20
2 障がい者スポーツサポートバンク登録者数		200		220		240
3 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業【再掲】※	20	2,705	20	2,805	20	2,905
(1) 県障がい者スポーツ大会開催事業	4	2,300	4	2,400	4	2,500
(2) 障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
(3) 障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30

※第6章県地域生活支援事業等の実施に関する事項にも記載。

2 文化芸術活動の振興

文化芸術活動は、障がい者(児)にとって生活を豊かにする生きがいとなり、自己表現のひとつとして、作品や創作活動を通じて社会や他者と関わるきっかけになるものです。また、近年は、アール・ブリュットとして既存の芸術の枠にとらわれない自由な発想と高い芸術性が注目を集めるようになってきました。文化芸術活動に取り組む障がい福祉施設等と連携し、障がい者(児)の活動を支援し、広く周知することにより、文化芸術を通じた障がい者(児)への理解の促進、社会参加を推進するため、次の取組を行います。

事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施回数	実利用者数	実施回数	実利用者数	実施回数	実利用者数
1 愛顔つながる障がい者アート展 ※1	1	250	1	250	1	250
2 芸術・文化講座開催等事業 (視覚障害者文化祭・一般教養講座) 【再掲】※2	15	600	15	600	15	600

※1 実利用者数欄は、展示作品数を記載。

※2 第6章県地域生活支援事業等の実施に関する事項にも記載。

第8章 計画の達成に向けての取組み及び達成状況の点検・評価

1 計画の達成に向けての取組み

(1) 総合的な取組み

県障がい者自立支援協議会や愛媛県障がい者社会参加推進センター、障害者雇用支援合同会議等において、関係団体や関係機関との連携強化を図り、市町と協力し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に向け総合的に取り組めます。

(2) 障がい者への理解の促進

障がい者の地域移行や一般就労を進めるため、各種の機会やメディアを広く活用し、広報・啓発を行うことにより、地域や企業における障がい者への理解の促進を図ります。

2 「愛媛県障がい者施策推進協議会」及び「愛媛県障がい者自立支援協議会」による点検・検証等

愛媛県障がい者施策推進協議会及び愛媛県障がい者自立支援協議会において、障がい福祉計画における障害福祉サービス見込量や障がい児福祉計画における障害児通所支援等見込量の達成状況や県地域生活支援事業等の実施状況を点検・評価するとともに、計画達成方策等について検討を行います。

資 料

- 愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例
- 愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱
- 県内の手帳所持者数
- 障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系
- 県の相談支援体制
- 障害福祉サービス等の概要
- 県地域生活支援事業等の概要
- 愛媛県障害者工賃向上計画の概要
- 障がい福祉に関するアンケート調査の結果

愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(任期：平成 28 年 11 月 21 日～平成 30 年 11 月 20 日)

選任部門	氏 名	現 職
学 識 経 験 者	田 中 千カ子	えひめ女性財団理事長
	秋 山 昌 江	聖カタリナ大学教授
	定 松 修 一	愛媛県理学療法士会会長
	黒 田 典 生	日本精神科病院協会愛媛県支部長
障がい者・障がい者自立及び社会参加事業関係者	河 内 修 二	愛媛県身体障害者団体連合会会長
	公 原 憲 代	松山手をつなぐ育成会副会長
	大 岩 金 司	愛媛県精神障害者福祉会連合会会長
	笠 松 美智子	愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	渦 尻 敬治郎	社会福祉法人三善会「大洲ホーム」施設長
	芳 野 妙	社会福祉法人福角会「松山福祉園」園長
	佐々木 よしえ	愛媛障害者職業センター所長
行 政 関 係 者	丹 下 徳 子	愛媛県立宇和特別支援学校校長
	大 城 一 郎	愛媛県市長会会長
	清 水 雅 文	愛媛県町村会会長
	山 口 真 司	愛媛県保健福祉部長

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿

(任期：平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	田 中 チカ子	えひめ女性財団理事長
障がい者 団体 関係者	西園寺 純 一	愛媛県身体障害者団体連合会副会長
	柴 田 徳 子	愛媛県手をつなぐ育成会理事
	利 田 等	NPO法人SORA理事長
	菅 裕 子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会会長
支援従事者	加 地 彰 子	社会福祉法人澄心 澄心そうだんさぽーと所長
	五 島 裕 子	NPO法人愛媛県相談支援協会理事長
	丸 田 一 郎	愛媛県精神保健福祉士会顧問
	上 田 知 子	愛媛県立みなら特別支援学校松山城北分校分校長
	井 手 浩 二	愛媛県社会福祉事業団 ほほえみ工房ぱれっと道後所長
関係行政 機関職員	越 智 祐 年	今治市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長
	三 木 優 子	愛媛県中予保健所長

愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関すること。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関すること。
- (4) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

県内の手帳所持者数

1 身体障がい者（身体障害者手帳）

（各年度末現在、単位：人）

区 分	年度	24	25	26	27	28
視 覚 障 害	1・2 級	4,866	4,007	4,002	3,492	3,426
	3～6 級	2,486	2,241	2,175	1,848	1,788
	計	7,352	6,248	6,177	5,340	5,214
聴覚又は平衡 機能障害	1・2 級	2,270	1,894	1,888	1,682	1,656
	3～6 級	4,396	3,808	3,792	3,411	3,430
	計	6,666	5,702	5,680	5,093	5,086
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障害	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,334	1,791	1,780	1,560	1,467
	計	1,334	1,791	1,780	1,560	1,467
肢体不自由	1・2 級	21,997	18,215	17,855	15,421	15,129
	3～6 級	28,461	37,160	36,198	31,248	30,328
	計	50,458	55,375	54,053	46,669	45,457
内部障害	1・2 級	15,809	14,551	14,449	13,749	13,992
	3～6 級	8,522	7,928	7,822	6,995	6,894
	計	24,331	22,479	22,271	20,744	20,886
合 計	1・2 級	44,942	38,667	38,194	34,344	34,203
	3～6 級	45,199	52,928	51,767	45,062	43,907
	計	90,141	91,595	89,961	79,406	78,110

※この表は、各障害ごとに身障手帳交付者数を表示したものであり、障害が重複する場合には、それぞれの障害区分に人数を計上しているため、手帳所持実人数とは一致しない。

2 知的障がい者（療育手帳）

（各年度末現在、単位：人）

区 分	年度	24	25	26	27	28
18 歳未満	重度 (A表示)	956	938	912	919	916
	重度以外 (B表示)	1,733	1,757	1,866	1,938	1,993
	計	2,689	2,695	2,778	2,857	2,909
18 歳以上	重度 (A表示)	4,441	4,540	4,645	4,703	4,781
	重度以外 (B表示)	4,789	5,015	5,218	5,484	5,771
	計	9,230	9,555	9,863	10,187	10,552
合 計	重度 (A表示)	5,397	5,478	5,557	5,622	5,697
	重度以外 (B表示)	6,522	6,772	7,084	7,422	7,764
	計	11,919	12,250	12,641	13,044	13,461

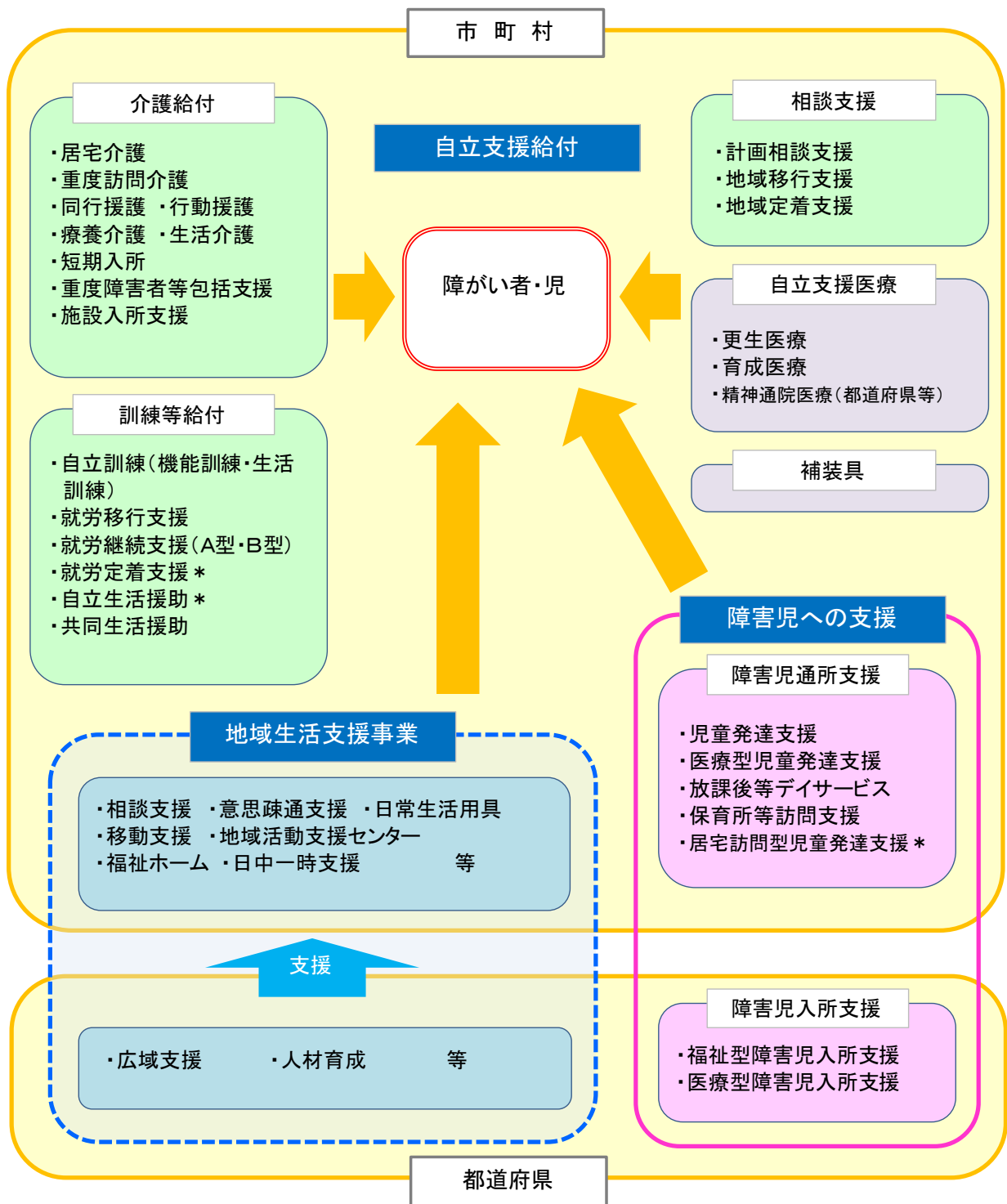
3 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）

（各年度末現在、単位：人）

区 分	年度	24	25	26	27	28
手帳所持者	1 級	980	1,002	968	941	978
	2 級	4,907	5,230	5,453	5,716	6,093
	3 級	733	879	1,042	1,227	1,459
	計	6,620	7,111	7,463	7,884	8,530
通院医療費公費負担承認者①		18,394	19,038	19,498	20,528	21,473
精神科病院入院者数②		4,111	4,119	4,004	3,881	3,806
入院・通院者数(①+②)[再掲]		22,505	23,157	23,502	24,409	25,279

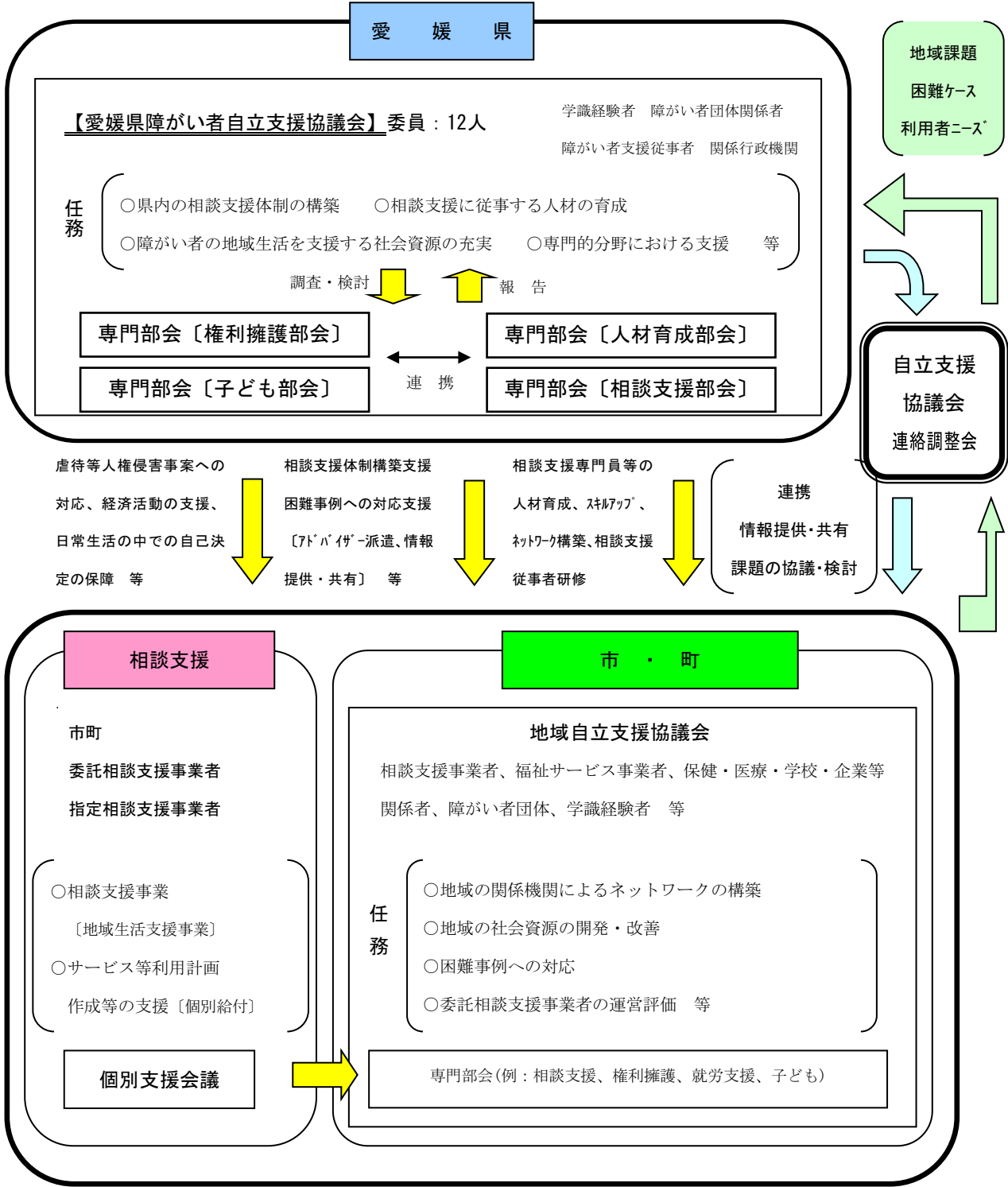
※人数は公費負担対象承認者のみ

障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系



* : 平成30年4月創設のサービス等

県の相談支援体制



障害福祉サービス等の概要

■障がい者への支援

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	障がい者等に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要の程度が著しく高い者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各障害福祉サービスを包括的に提供する。
【日中活動系サービス】	
生活介護	常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労及び生産活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間にわたり、就労を継続するために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対し、主として昼間に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行う。
短期入所	居宅において障がい者等の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

区 分	サービスの内容
【居住系サービス】	
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により相談支援や必要な情報提供及び助言等の援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間、休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
【相談支援】	
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設に入所している障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他支援を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他支援を行う。

■障がい児への支援

区 分	サービスの内容
【障害児通所支援】	
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援等を行う。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
【障害児入所支援】	
福祉型 障害児入所支援	障害児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型 障害児入所支援	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。
【障害児相談支援】	
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行う。

県地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
【専門性の高い相談支援事業】	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者に対する総合的な支援を行うため、発達障がい者支援センターを設置し、相談支援や発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設・機関等に対する普及啓発等を行う。
障がい児(者)療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)や知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支援するため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導等を行う。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者に対し、就業面と生活面の支援を一体的に行うため、関係機関と連携し、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障がい者に対する支援を行うため、支援拠点機関を設置し、専門的な相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を行う。
【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】	
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者の役割や責務等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成研修を行う。
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者の役割や責務等を理解し、要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成研修を行う。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳と移動の介助を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成研修を行う。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションと移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパーの派遣を行う。
【広域的な支援事業】	
県障がい者相談支援体制整備推進事業	地域における相談支援体制を整備するため、相談支援に関するアドバイザーを市町に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、対応困難な事例についての助言等を行う。
県障がい者自立支援協議会	県下全域における相談支援体制を構築するため、県自立支援協議会を設置し、市町における相談支援体制整備方策の助言や相談支援従事者研修のあり方の協議等を行う。
《その他精神障がい者支援事業》	
精神障がい者家族研修事業	精神障がい者に対する差別の解消と社会復帰への意欲の高揚を図るため、精神障がい者の家族や一般県民が一堂に会し、相互理解を深めながら精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行う。
精神保健福祉関係者等研修事業	地域の支援者がより効果的で適切な支援を行うため、精神保健福祉関係者等に対し、必要な研修を行い、実践能力の向上を図る。
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	災害派遣精神医療チームの整備等により、専門的な心のケアを必要とする者に日常的な相談体制の強化、事故・災害発生時の緊急支援体制の強化を図る。

事業名	事業の内容
【サービス・相談支援者、指導者育成事業】	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害福祉サービス給付等の事務が、全国一律の基準に基づき、客観的で公平、公正に行われるよう障害支援区分認定調査員、市町審査会委員及び意見書を作成する医師を対象とした研修を行う。
相談支援従事者研修事業	相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、初任者及び現任者等を対象に、障がい者ケアマネジメントの手法等についての研修を行う。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者としての必要な専門的知識と技術を取得するための養成研修を行う。
【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】	
居宅介護従業者等養成研修事業	障がい者等の増大、多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成研修を行う。
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、身体障がい者相談員等を対象とした研修を行う。
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
手話通訳者指導者養成事業	手話通訳者の養成に関する講師を育成する。
医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	医療的ケア児に関する事業所等における支援者や、各種支援を総合調整するコーディネーターの養成研修を行う。
強度行動障がい支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成研修を行う。
かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業	発達障がい児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対し、発達障がいに関する国の研修の内容を踏まえた研修を行う。
発達障がい者家族支援体制整備事業（ペアレント・メンター養成講座、ペアレントトレーニング）	発達障がい児者の子育てへの相談助言、発達障がい児者の適応力向上のためのペアレントトレーニングを実施する。
障がい者虐待防止・権利擁護研修事業	障がい者の権利擁護に係る県民の理解と障害福祉サービス施設管理者等による主体的な取組みを促進するための研修を行う。
【その他の事業】	
《日常生活支援》	
オストメイト社会適応訓練事業	疾病等により人工肛門、人工膀胱を造設した者に対し、ストマ用装具の使用等について正しい知識を伝達するとともに、社会生活に必要な基本的な事項について相談指導を行う。
音声機能障がい者発声訓練事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、食道発声、人工喉頭、電気発声の訓練を行う。
【その他の生活訓練等事業】	
視覚障がい者専門指導事業	視覚障害者専門指導員を設置し、視覚障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
聴覚言語障がい者専門指導事業	聴覚言語障害者専門指導員を設置し、聴覚言語障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
視覚障がい者生活訓練事業	在宅の中途視覚障がい者に対し、指導員が居宅を訪問し、点字の修得指導や家事・育児等の指導、歩行訓練等を行う。
難聴者相談訓練事業	中途聴覚障がい者を対象に、医師、聴能士等で構成する相談スタッフが、県内各地で補聴器装用訓練を行うとともに、生活相談等を行う。

事業名	事業の内容
《社会参加支援》	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県視聴覚福祉センターに設置する。
字幕入り映像ライブラリー事業	趣味、教養、記録・報道、ドラマ等各分野において、字幕又は手話を挿入した貸出用ビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障がい者からの申込みにより貸出しを行う。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字図書やカセットテープ、CDにより、「県民だより」や「愛媛のすがた」等を発行する。
点字即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合会から毎日配信される情報を点字で出力し、利用を希望する視覚障がい者、県視覚障害者協会、盲学校等に郵送により提供する。
障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、在宅の障がい者に対しパソコンの使用方法等について支援を行うパソコンボランティアを養成するとともに、障がい者の個々の要望に応じボランティアを派遣する。
県障がい者社会参加推進センター運営事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体で構成する県障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。
身体障害者補助犬給付事業	身体障がい者の自立や社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	聴覚障がい者や視覚障がい者の社会参加を支援する点訳奉仕員等身体障害者奉仕員を養成する。
[スポーツ・レクリエーション教室開催等事業]	
県障がい者スポーツ大会開催事業	障がい者の社会参加を促進するため、陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、水泳、精神障がい者バレーボール等を競技種目とする愛媛県障がい者スポーツ大会を開催する。
障がい者スポーツ講習事業	スポーツを通じて、身体障がい者の機能回復や健康増進を図るため、障がい者に適するスポーツのルール、実技等についての講習を行う。
障がい者スポーツ指導員養成事業	障がい者スポーツの指導者を養成するため、障がい者スポーツ指導員の養成研修会を開催するとともに、各種研修会へ指導員を派遣する。
芸術・文化講座開催等事業 (視覚障害者文化祭・一般教養講座)	教養を高め、自立更生の意欲を助長するため、視覚障害者文化祭や一般教養講座を開催する。
【特別支援事業】	
要約筆記者派遣事業従事者 資質向上特別支援事業	要約筆記者の養成に関する講師を育成するために、研修会の参加費用を助成する。
視覚障害者移動支援事業従事者 資質向上特別支援事業	視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上のために、研修会の参加費用を助成する。

愛媛県障害者工賃向上計画（第2期）の概要

I 愛媛県障害者工賃向上計画（第2期）の基本的な考え方

1 県工賃向上計画（第2期）の目的

- 平成19年度に「愛媛県障害者授産工賃倍増計画」、平成24年度に「愛媛県障害者工賃向上計画」を策定
 - ・ 必ずしも全ての事業所で工賃向上計画が策定されていない
 - ・ 納入量や納期などで発注者側の条件を満たすことが困難な場合がある
 - ・ 授産製品の販売経路が限られている
- 目標工賃の達成には至っていない
- 新たな「愛媛県障害者工賃向上計画」を策定、引き続き工賃の向上に取り組む。

2 工賃向上に向けたこれまでの取組み

(1) 県工賃倍増計画（平成19年度～平成23年度）

- 工賃倍増支援アドバイザーの派遣
- 販路拡大開拓員の設置
- 自主商品の研究・開発
- 企業交流会の開催
- 製品カタログの作成
- 愛媛県社会就労センター協議会HPの改修
- 経営意識醸成講習会の開催
- 展示・即売会等の開催等

(2) 県工賃向上計画（第1期）（平成24年度～平成26年度）

- 工賃向上支援アドバイザーの派遣
- 販売促進用パンフレットの作成
- 愛媛県社会就労センター協議会HPの改修
- 事業所関係者研修会の開催
- 共同受注窓口HPの作成
- 工賃向上技術支援員の派遣
- 販路拡大開拓員の設置
- 企業交流会、展示・即売会の開催
- 共同受注窓口への支援

3 事業所の現状

(1) 県内の月額平均工賃額の推移

H18年度：11,710円 → H23年度：14,231円（2,521円 21.5%増）
H23年度：14,231円 → H26年度：15,578円（1,347円 9.4%増）

(2) アンケート調査の結果について

- 工賃水準の向上が妨げられている原因
 - ・ 企業的手法に関する事業所側の経営意識の薄さ、製品を大量生産できないこと
- 工賃水準を向上させるために必要なもの
 - ・ 消費者のニーズに応じた自主製品の開発、経営者・職員の意識改革

4 県工賃向上計画（第2期）の期間

- 平成27年度から平成29年度までの3か年

5 県工賃向上計画（第2期）の対象事業所

- 就労継続支援B型事業所
- 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合に限る。）及び地域活動支援センターのうち、工賃向上計画を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

II 目標工賃の設定及び事業所における工賃向上計画の作成

1 平成29年度の目標工賃の設定

目標工賃：（月額）18,500円 （時間額）257円

【目標工賃の考え方】

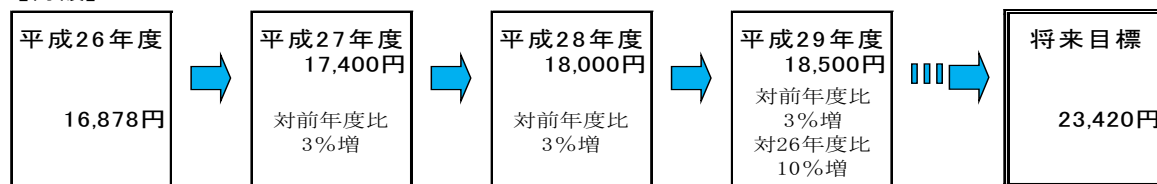
各事業所が設定した目標工賃の数値を基に設定。

平成29年度の平均工賃（月額）は18,500円（対26年度比10%増）。

月額による目標工賃を設定し難い事業所においては、時間額による目標額を設定、29年度の目標工賃は257円（対26年度比14%増）。

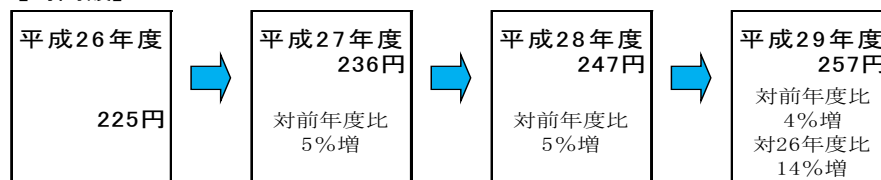
なお、平成 29 年度目標工賃を達成している事業所においても、引き続き工賃向上に取り組む。

【月額】



目標工賃を月額で算定した 62 事業所の数値を基に設定。

【時間額】



目標工賃を時間額で算定した 60 事業所の数値を基に設定。

2 事業所における工賃向上計画の作成

- 就労継続支援B型事業所は、平成 29 年度までの目標工賃を設定し、年次計画を盛り込んだ工賃向上計画を作成。

III 県工賃向上計画（第2期）における目標工賃の達成に向けての取組み

平成 26 年度の工賃実績については、平成 23 年度と比較して 1,347 円（9.5%）の増と、一定の事業効果が見られるため、これまでの取組みを継続・強化するとともに、授産製品等の県民への認知度向上など、県工賃向上計画（第1期：平成 24 年度～平成 26 年度）では十分ではなかった取組みを進めます。

- 事業所の意識改革
 - 自主商品の開発・品質向上
 - 共同受注窓口の体制強化
 - 官公需の受注・受託
 - 県と事業所の共同した取組み
 - 市町における取組み
 - 専門家（経営コンサルタント等）による指導助言
 - 地域産業との提携等
 - 宣伝・広報等
 - 工賃水準向上に向けた取組みを行う機関との連携
 - 授産製品に係る県民の認知度向上
 - 「第 72 回国民体育大会愛顔つなぐえひめ国体」及び「第 17 回全国障害者スポーツ大会愛顔つなぐえひめ大会」に向けた取組み
- ※●は新規項目

IV 達成状況の点検・評価及び公表

1 事業所における工賃向上計画の達成状況の点検及び評価

- 各年度の工賃実績額を利用者及び事業所職員に公表
- 事業の成果及び問題点を点検・評価
- 点検・評価結果に基づく必要な見直し

2 県工賃向上計画（第2期）の達成状況の点検及び評価

- 毎年度の県工賃向上計画（第2期）の達成状況について点検・評価
- 点検・評価結果に基づく必要な見直し
- 点検・評価に当たり愛媛県障害者工賃向上計画策定委員会の意見を聴く

3 点検結果等の公表

- 毎年度、県内事業所の平均工賃（月額及び時間額）をホームページ等で公表
- 県内の先進事例を各事業所に紹介

障がい福祉に関するアンケート調査の結果(概要)

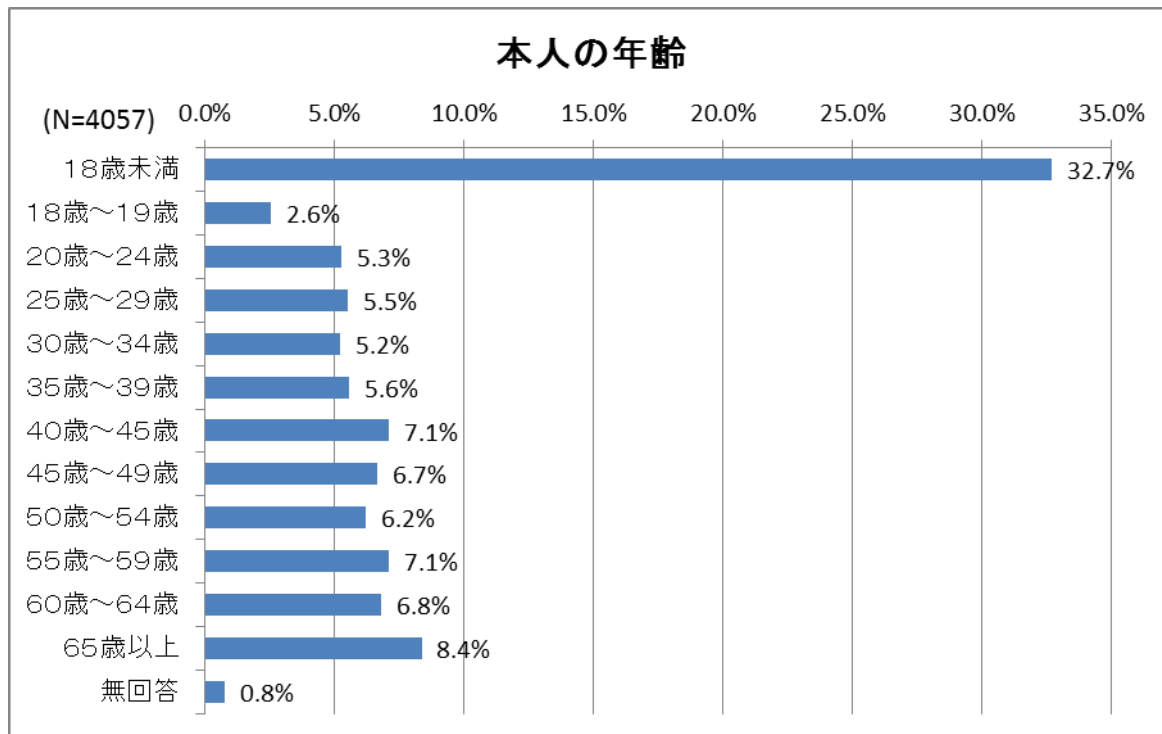
【アンケートの概要】

- 1 アンケート対象者
県内障害福祉サービス利用者、障害児通所支援利用者、特別支援学校生徒、難病患者
- 2 抽出方法
(1) 障害福祉サービス事業所（212 か所）及び障害児通所支援事業所（50 か所）を無作為抽出（4,500）
(2) 特別支援学校生徒全員（1,475 人）
(3) 愛媛県難病患者団体連絡協議会構成団体会員の一部（213 人）
- 3 調査方法
郵送配布・郵送回収
- 4 調査期間
平成 29 年 7 月～8 月
- 5 調査反映数等

アンケート配布数	6,188 件
調査反映数	4,057 件
回収率	65.6%

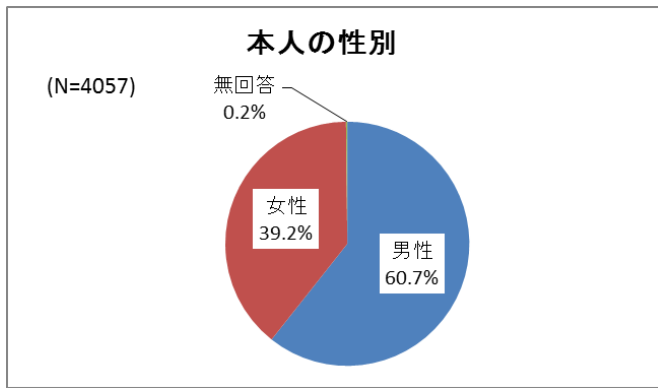
※回収した調査票のうち、白紙（8 件）は除く。
- 6 調査実施主体
愛媛県（障がい福祉課）

1 アンケート調査対象者の年齢



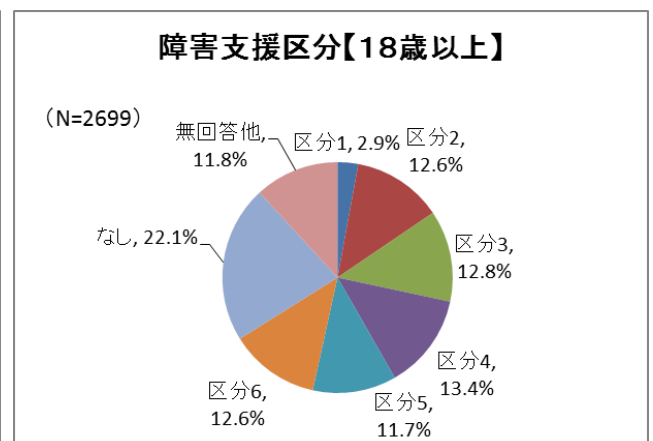
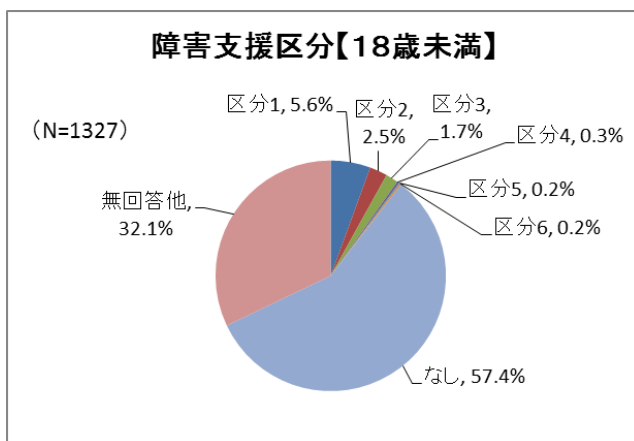
回答のあった調査対象者の年齢をみると、18歳未満が 32.7%（1,327 人）で、18歳以上が 66.5%（2,699 人）となっています。

2 アンケート調査対象者の性別



調査対象者の性別をみると、男性が 60.7%、女性が 39.2%となっています。

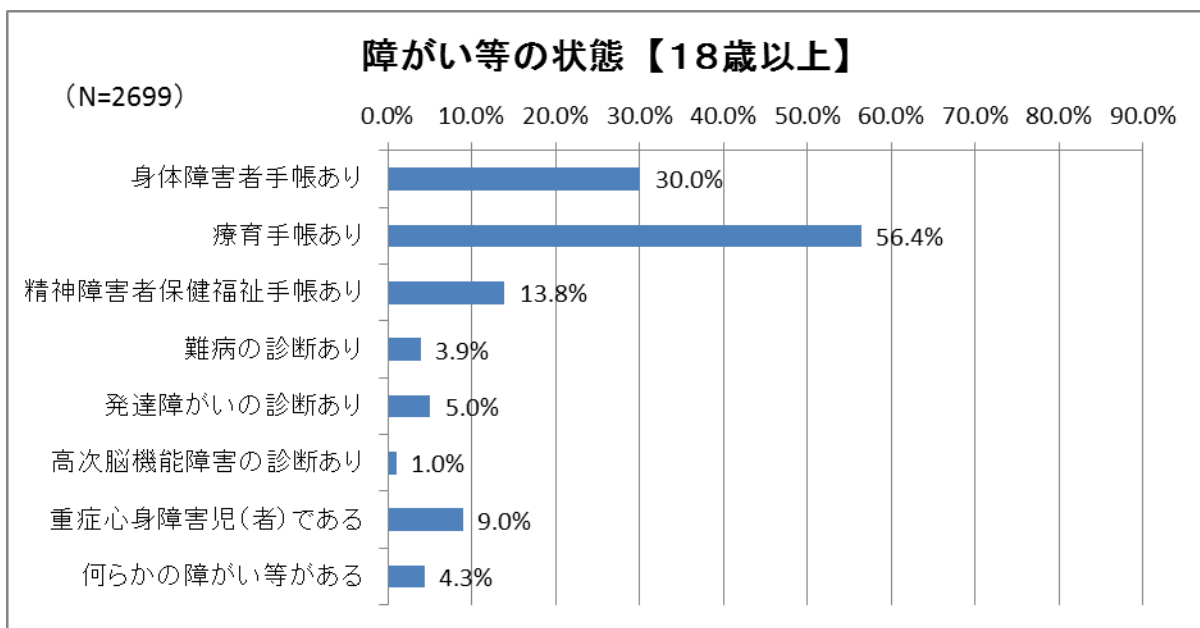
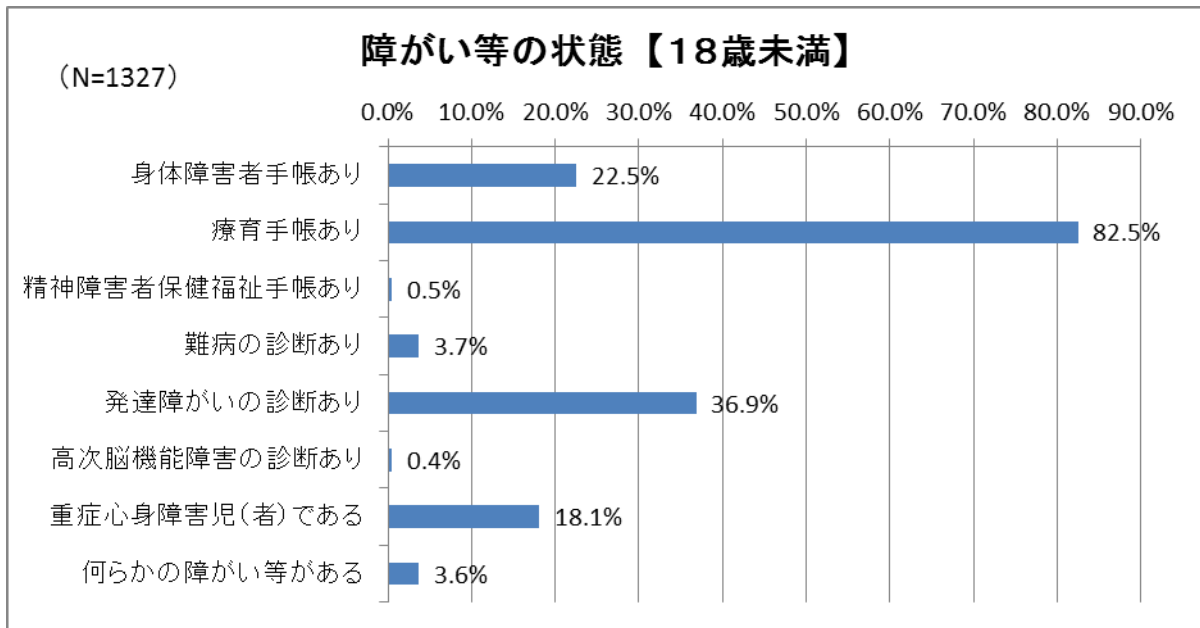
3 アンケート調査対象者の障害支援区分



18歳以上の障害支援区分の状況をみると、障害支援区分1の方は2.9%と少ないですが、障害支援区分2から6の方はそれぞれ11%から14%となっています。

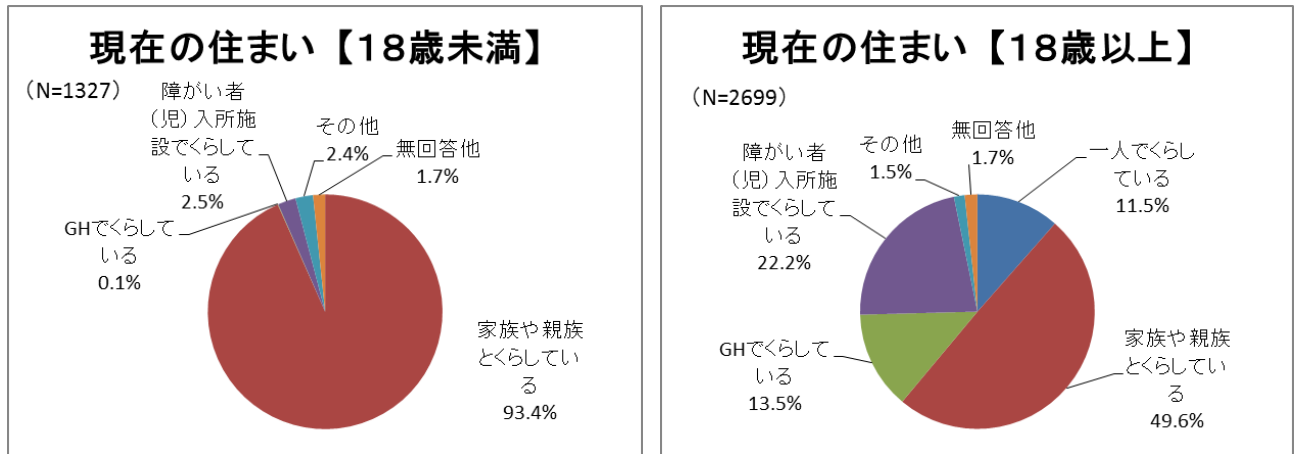
4 障がい等の状態(手帳の所持等)

※複数回答



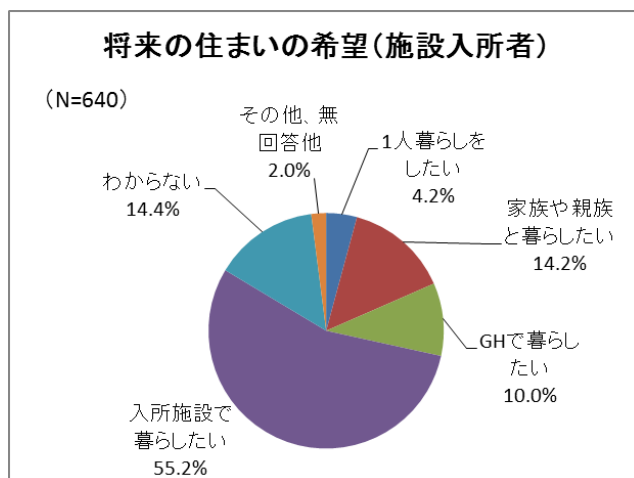
障がい等の状態をみると、18歳未満は療育手帳を有する方が82.5%と最も多く、次に発達障がいの診断がある方が36.9%となっています。18歳以上は療育手帳を有する方が56.4%、次いで身体障害者手帳を有する方が30.0%となっています。発達障がいの診断については、18歳未満では18歳以上と比較して「診断あり」の割合が多く、早期発見と支援への誘導が進んでいると考えられます。

5 現在の住まいの状況



現在の住まいの状況を見ると、18歳未満では93.4%が家族や親族と暮らしています。18歳以上は、家族や親族とくらしている方が49.6%、次いで入所施設でくらしている方が22.2%、グループホームでくらしている方が13.5%となっています。

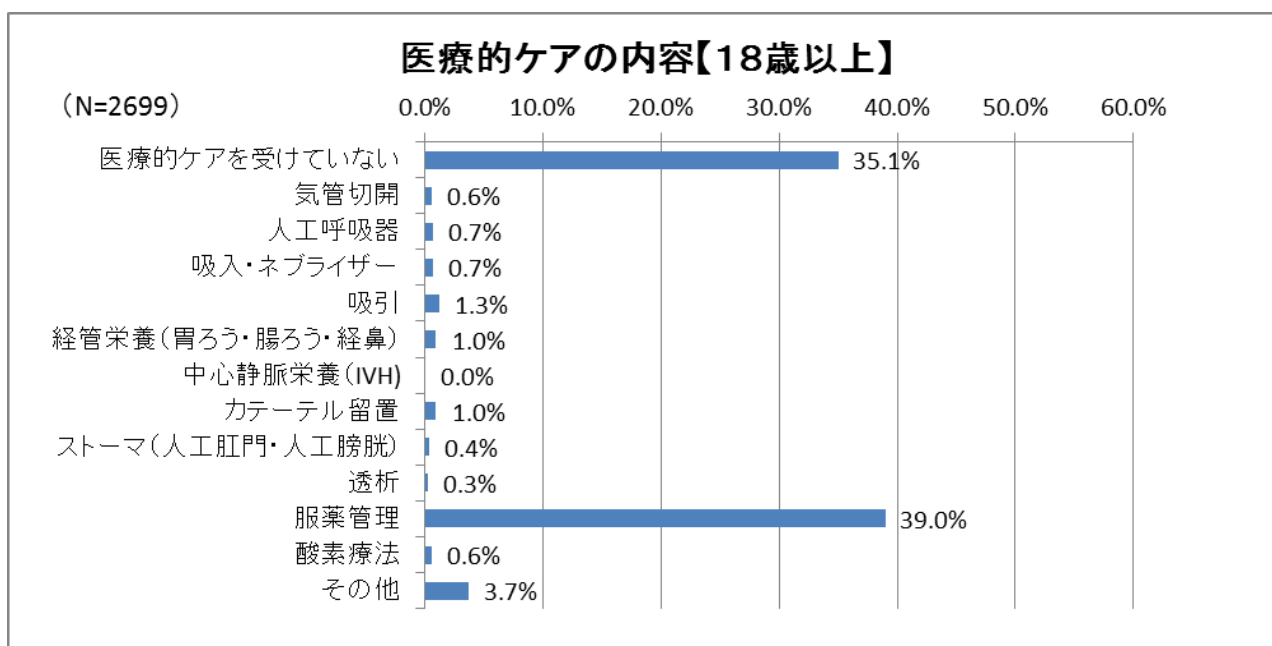
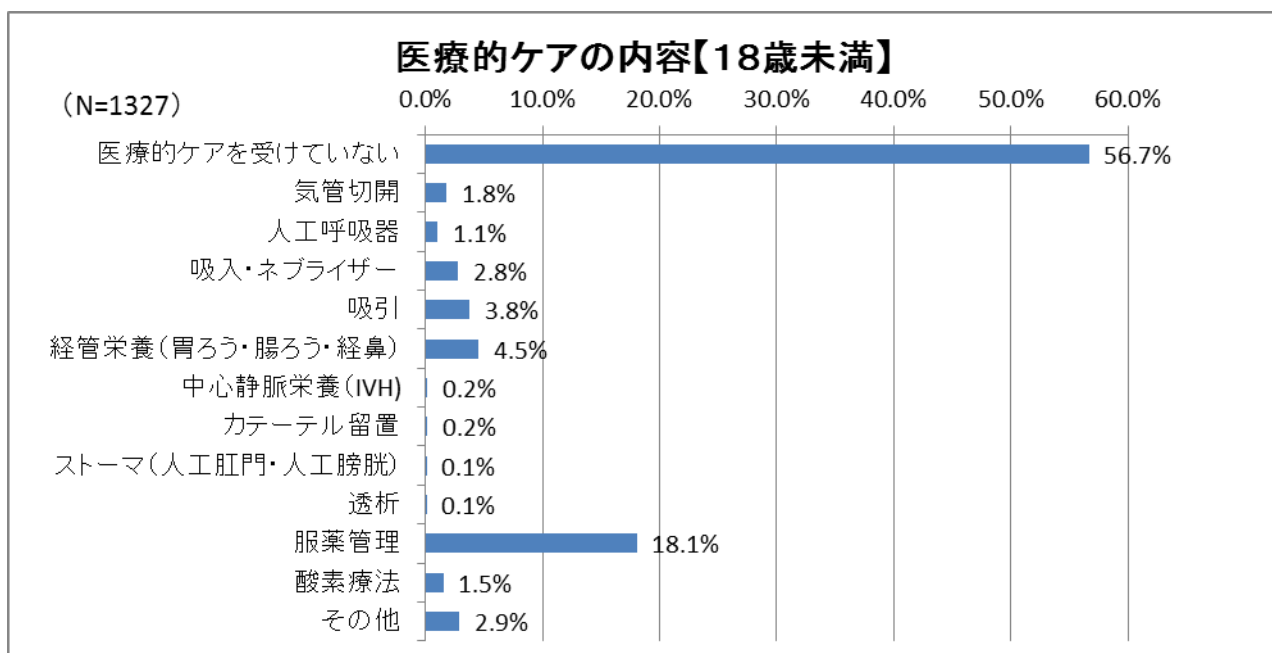
6 施設入所者(児含む)のうち、将来(およそ3年後)の住まいの希望



施設に入所している方について、将来(およそ3年後)の住まいの希望を見ると、入所施設で暮らしたい方が55.2%、家族や親族と暮らしたい方が14.2%、グループホームで暮らしたい方が10.0%と、合わせて28.4%の方が地域での暮らしを希望している状況です。

7 医療的ケアの状況

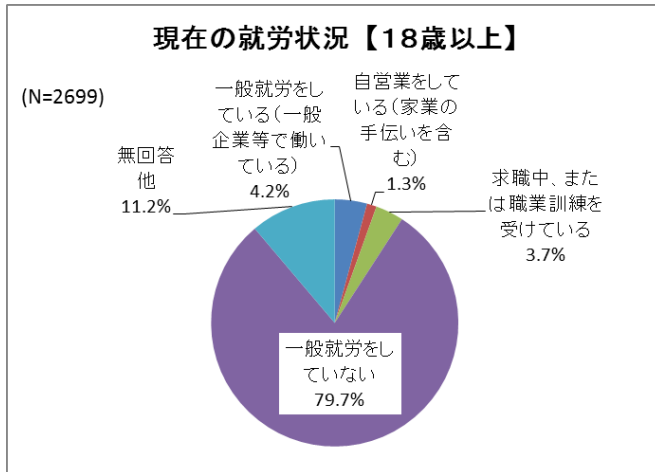
※複数回答



18歳未満の方が受けている医療的ケアの内容は、服薬管理が18.1%、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）が4.5%、吸引が3.8%となっています。

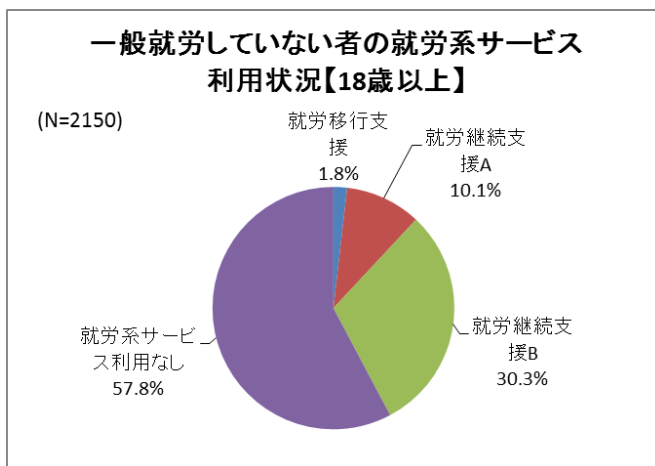
18歳以上が受けている医療的ケアの内容は、服薬管理が39.0%、吸引1.3%、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）とカテーテル留置が1.0%となっています。

8 現在の就労状況



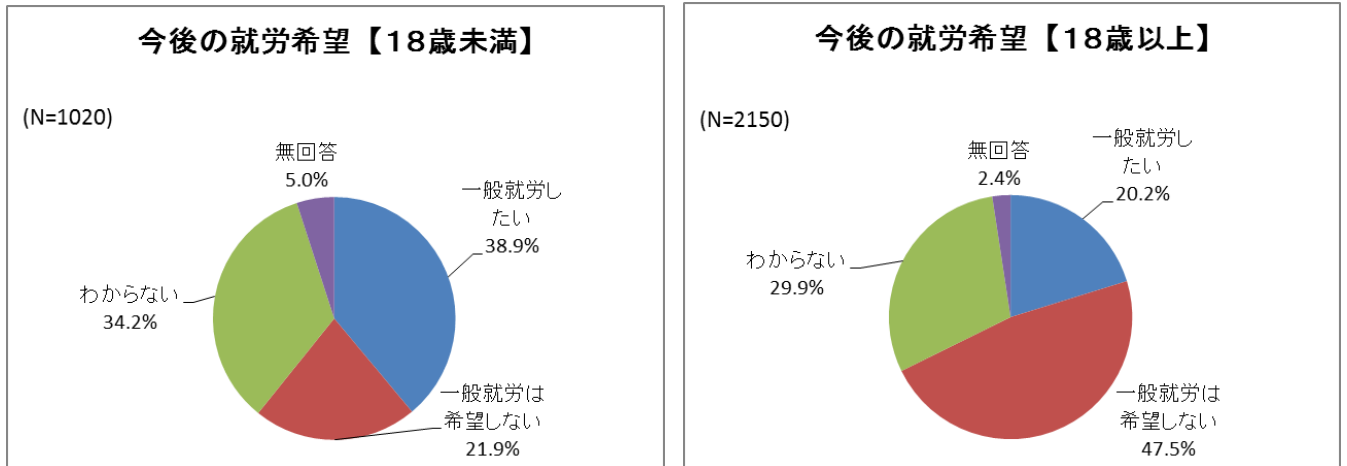
18歳以上の方の就労状況については、一般就労をしていない方が79.7%、一般就労をしている方が4.2%でした。

9 一般就労していない者の就労系サービス利用状況【18歳以上】



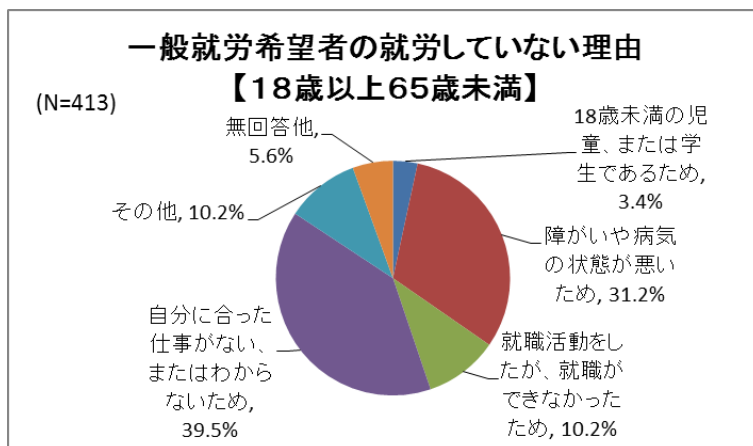
一般就労をしていない18歳以上の方では、42.2%の方が就労系サービスを利用しており、就労継続支援（B型）が30.3%、就労継続支援（A型）が10.1%、就労移行支援が1.8%となっています。

10 一般就労していない者の今後の一般就労への意向



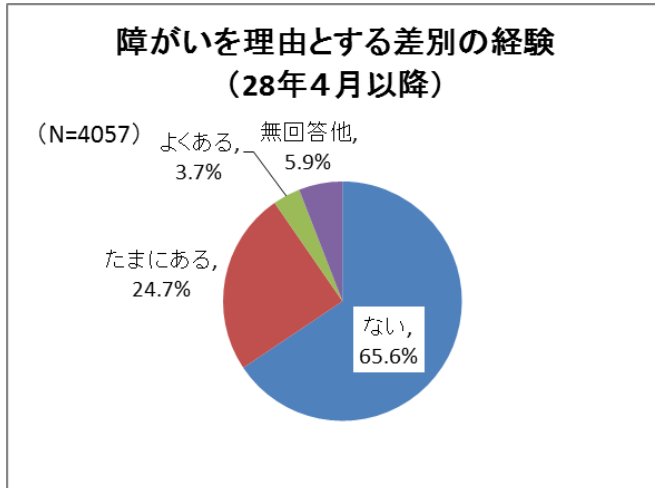
今後の就労希望については、18歳未満では「一般就労したい」が38.9%、「一般就労は希望しない」が21.9%でした。18歳以上では、「一般就労したい」が20.2%、「一般就労は希望しない」が47.5%でした。

11 一般就労希望者の就労していない理由【18歳以上65歳未満】



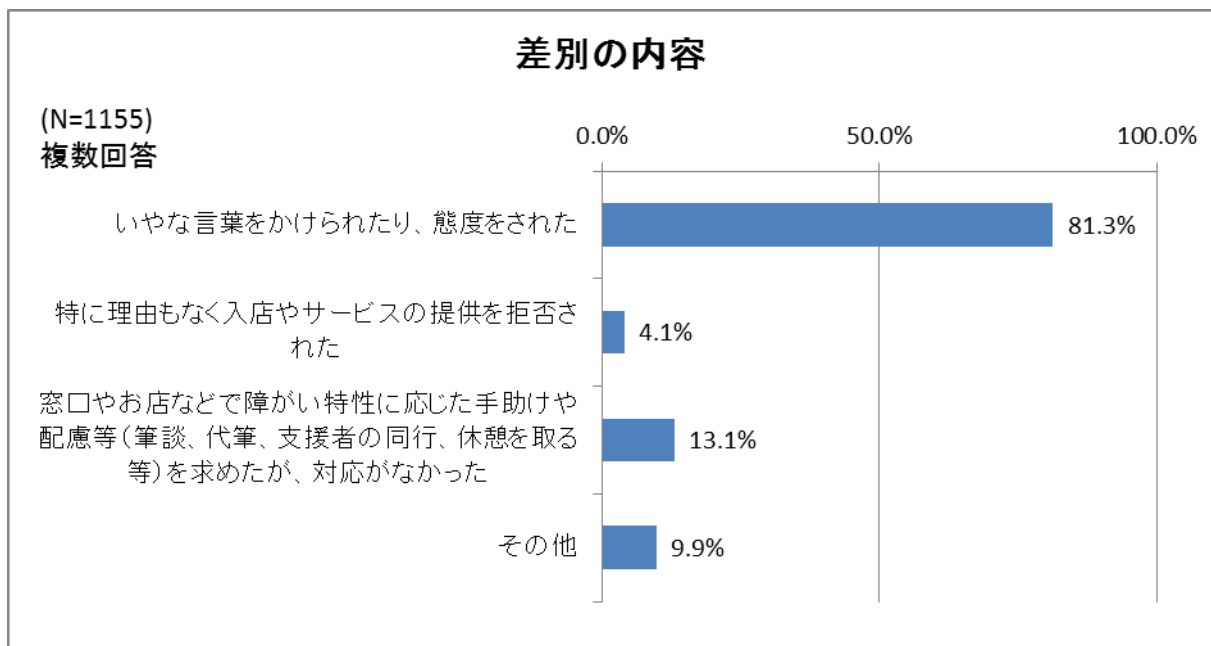
18歳以上65歳未満の方で「一般就労したい」方に、一般就労していない理由を尋ねたところ、「自分に合った仕事がない、またはわからないため」が39.5%、「障がいや病気の状態が悪いため」が31.2%、「就職活動をしたが、就職ができなかったため」が10.2%でした。

12 障がい理由とする差別の経験



障害者差別解消法が施行された平成 28 年 4 月以降に、障がい理由とする差別の経験について尋ねたところ、「たまにある」24.7%、「よくある」3.7%で、合わせて 28.4%の方が経験があると答えています。

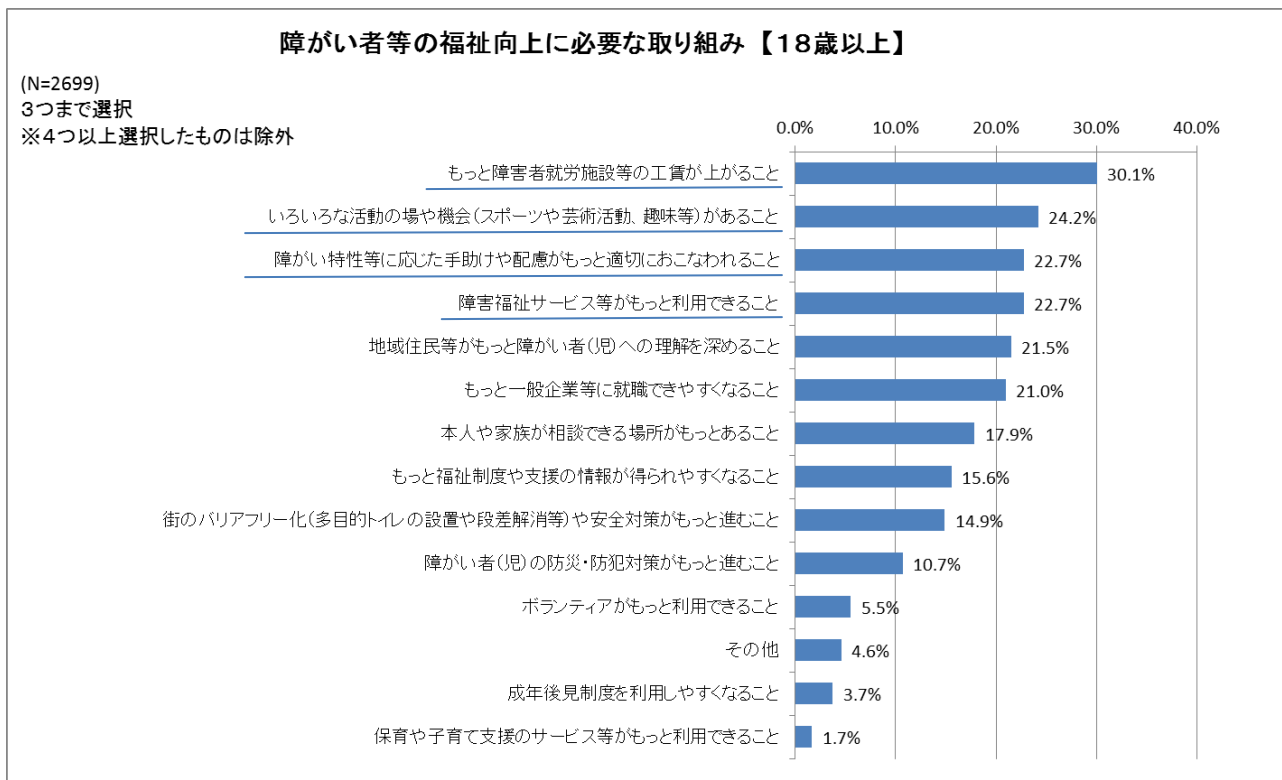
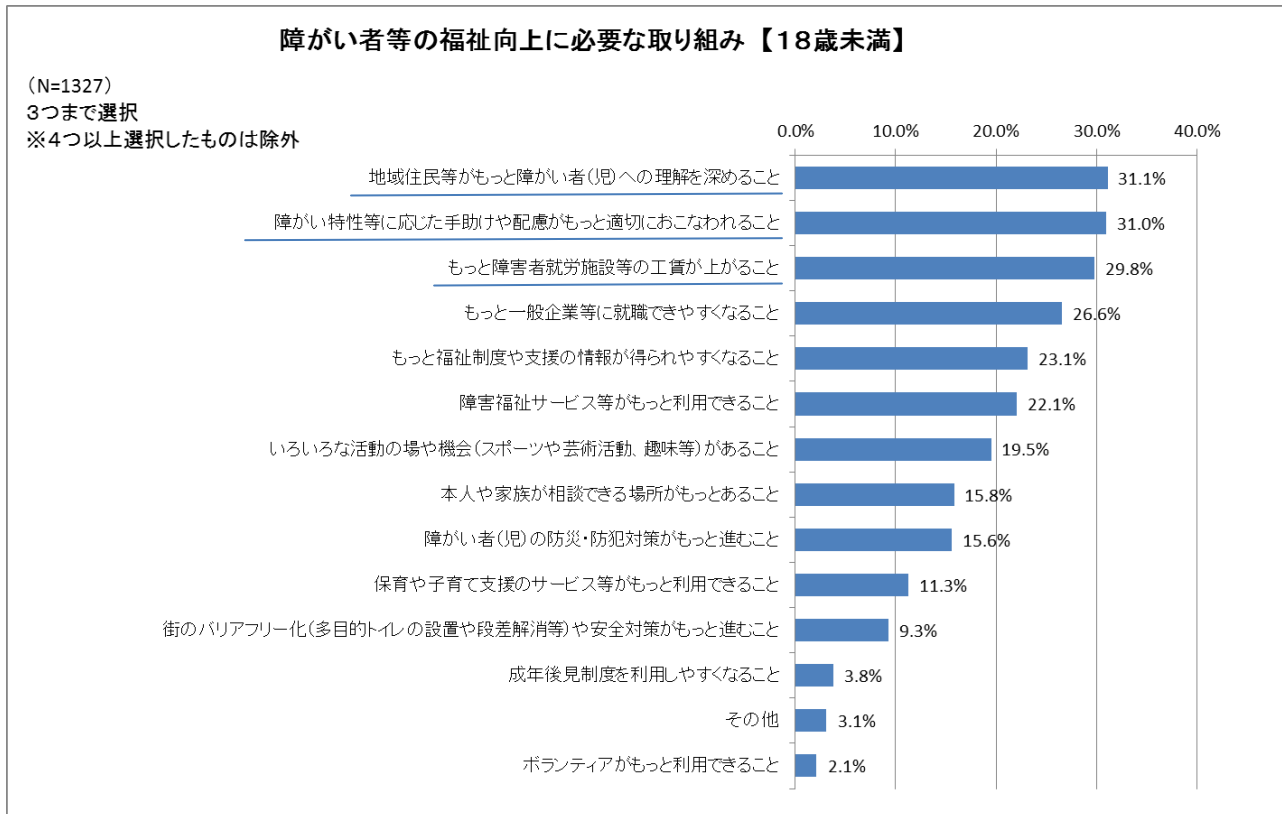
13 差別の内容



差別の経験があると答えた方に、その内容を尋ねたところ、「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 81.3%、「窓口やお店などで障がい特性に応じた手助けや配慮等を求めたが、対応がなかった」が 13.1%でした。

「その他」の具体的な内容としては、学校生活（保育所や幼稚園等を含む）に関すること、病院での対応に関すること、公共施設利用に関すること、趣味の活動や習い事、住宅の確保、就職に関すること等が挙げられており、様々な場面で本人や保護者が差別や困難に直面している状況にあると言えます。

14 障がい者(児)の福祉向上に必要な取り組み



障がい者等の福祉向上に必要な取り組みを尋ねたところ、18歳未満では、回答(選択)が多かった順に、周囲の理解、手助けや配慮、工賃向上となっています。18歳以上では、工賃向上、スポーツなどの活動の場や機会、手助けや配慮、障害福祉サービス等の利用が挙げられています。在学中の方が多い18歳未満と、社会生活を営む18歳以上では、求める福祉や社会環境等に違いがあると言えます。



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん